

平成28年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年9月6日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 8 番 大野恭男議員
1. 高齢者福祉事業について
 2. 保育行政について
 3. スポーツ施設整備及び人材育成について
 4. 市役所職員の適正配置について
- 3 番 相馬 剛議員
1. スポーツ振興政策について
- 2 番 星 宏子議員
1. もみじ谷大吊橋への誘客推進について
 2. 地域と学校の連携について
- 11 番 高久好一議員
1. 国民健康保険について
 2. 介護保険について
 3. 生活保護について
 4. エコファーマーについて

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	菊地富士夫	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課	石塚昌章
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久利生元
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	邊見修	水道課長	釣巻正己
教育部長	伴内照和	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局	稲見一志
農業委員会事務局	佐藤章	西那須野支所	関谷正徳

塩原支所長 印 南 良 夫

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹

課長補佐兼
議事調査係長 福 田 博 昭

議事調査係 室 井 良 文

議事課長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

- 議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。
質問通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 大野 恭 男 議員

- 議長（中村芳隆議員） 初めに、8番、大野恭男議員。
○8番（大野恭男議員） 皆さん、おはようございます。
議席番号8番、大野恭男です。通告書に従いまして一般質問を行います。
1、高齢者福祉事業について。
高齢者福祉事業は、市の重要な施策と思われま
す。ひとり暮らし高齢者の増加など、高齢者を取
り巻く環境は厳しさを増してきております。高齢
者が生きがいを持ち、積極的な社会参加や健康づ
くりを行える環境や仕組みづくりに対するニーズ

が高まってきております。

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住
みなれた地域で安心して生活できるよう、今後も
支援していただきたい思いから、以下の点につい
て伺います。

(1)団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け
て、地域包括ケアシステムの整備に取り組まれて
いるかと思いますが、進捗状況と課題を伺います。

(2)地域包括支援センターの機能・運営の強化が
重要になってくるかと思いますが、現在の状況、
また今後の課題を伺います。

(3)平成29年4月より介護予防・日常生活支援総
合事業が始まると思うが、具体的にどのように行
っていくのか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

- 議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員の質
問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

- 保健福祉部長（菊地富士夫） 1の高齢者福祉事
業について、順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の地域包括ケアシステムの整備の進
捗状況と課題につきましては、昨日の藤村議員の
市政一般質問にお答えをしたとおりでございます
けれども、改めて主な3つの取り組みについてご
説明を申し上げます。

1つ目は、支援が必要な人が地域で暮らし続け
るための地域課題の把握と解決のための仕組みづ
くりであります。

現在、自治会等による見守り活動と医療・介護
の専門職等による地域ケア会議及び多職種連携会
議によって進めているところではありますが、今後
の課題としては、明らかになった地域課題につい
て、市レベルで協議する地域包括ケア推進会議の
早期開催であります。

2つ目は、要支援者の訪問介護及び通所介護サ

サービスの市町村事業への移行に伴うサービスの構築であります。

本市では、まず、指定介護サービス事業所による現行相当サービスと緩和した基準によるサービスから開始するために、現在、準備を進めているところですが、今後の課題といたしましては、市民、事業者等の多様な主体によるサービスの提供体制の構築にあります。

3つ目は、認知症初期集中支援チームの配置であります。

本市では、那須塩原市医師会等と連携をいたしまして、事業推進のための検討会の設置を考えているところですが、今後の課題としては、支援チームと医療関係者の連携体制の構築であります。

次に、(2)の地域包括支援センターの現状及び今後の課題についてお答えを申し上げます。

本市が市内の社会福祉法人及び医療法人へ委託をしている8カ所の地域包括支援センターは、市とともに地域包括ケアシステムの構築を進める重要な機関であります。

その業務は、従来の高齢者の総合相談等のほか、地域住民助け合い事業への協力、個別の事案から地域課題を明らかにする地域ケア会議の運営、医療と介護の一体提供を目指す多職種連携会議への参加等、多岐にわたる数多くの業務を担っております。

さらに、今後は介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う新たな業務も担っていただくこととなりますので、そのための体制づくり等への支援が課題であると考えております。

最後に、(3)の介護予防・日常生活支援総合事業をどのように行っていくかについてお答えをいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業には、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の

2つの事業があります。介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者の訪問介護、通所介護サービスの総合事業への移行に係るサービス提供事業であります。昨日の藤村議員の市政一般質問でお答えしたとおり、指定介護サービス事業所による現行相当サービスと緩和した基準によるサービスから開始したいというふうに考えております。

次に、一般介護予防事業には複数の事業がありますが、特に自治会等、地域住民のグループが主体的に取り組む介護予防事業を市内に拡大してまいりたいと考えております。

この活動で取り組む体操は、高知県で開発され、効果が実証されている「いきいき百歳体操」とし、また、介護予防サポーターを養成して、専門職とともに活動の継続を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、順次、(1)から再質問に入らせていただきます。

3つの取り組みをしていくということで了解しました。そこで、地域ケア会議とか多職種連携会議を進めているというふうに思うんですが、会議の中でどのような課題が上がってきているか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） ただいまのご質問であります。地域ケア会議や多職種連携の会議でどのような課題が出ているかというようなことについて、まず、地域ケア会議におきましては、たくさん出ているんですけども、主なことにつきましては、5つぐらいのことが出ておまして、

1つ目につきましては、徘徊する認知症高齢者への対応というところ、2つ目といたしましては、身寄りのないひとり暮らし高齢者への支援体制、3つ目といたしましては、多くの問題を抱える家族への対応というところ、4つ目が高齢者の居場所づくりというところ、そして、5つ目としましては、高齢者の移動手段、これがないというようなところなどの課題というものが上がってきております。

あと、多職種連携会議は、ことし7月からスタートしたところでありまして、現在のところ7月、8月と2回ほど開催をいたしまして、まだ職種ごとの役割や専門性の理解を深めているというようなところでありまして、今後は多職種連携会議の中では、在宅医療と在宅介護の連携を進める上でのおおの課題を抽出して、医療と介護の切れ目のない提供体制の構築というものを図っていかねばならないというところが話し合いの中で出ているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） いろいろ課題があって、大きく5つということで、認知症の方の徘徊とか身寄りのない方の支援、ご家族の支援、高齢者の居場所づくり、あとは移動等の手段といろいろあります。

やはり認知症の方が今後ふえてくるかと思えます。要介護認定を受けている方の大体4分の1は、認知症というふうに診断されてきているかと思えます。やはり認知症の方の対応というのも非常に大切になってくるかと思うんですけれども、またそのご家族の方の支援、以前も言いましたけれども、介護職員の場合は、1日8時間労働でお休みが月に9日という形で介護することができます。在宅で介護されている家族の方というのは、24時

間365日と、終わらない介護ということで非常に大変な思いをしていますので、やはりそういう方をしっかりと支援していただきたいというふうに思います。

課題が明らかになりつつあると思われまますので、市レベルで協議して、地域包括ケア推進会議を早期に開催できるようお願いしたいと思えます。

続きまして、平成30年までに認知症初期集中支援チームの設置ということでやっていかななくてはいけないと思えます。今後、先ほども言いましたけれども、認知症を患う高齢者が増加する傾向にありまして、その家族の方も支援していかなければならないというふうに思うんですが、なかなか現状では進んでいないかと思えます。

課題として、支援チームと医療関係との連携体制の構築であるというふうに思うんですが、具体的にどのように今後対応していくのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 先ほど大野議員のほうからのご指摘のとおり、平成30年4月から認知症初期集中支援チームを設置して、これを運用していかなければならないという事情がございます。

このためには、まず、当面のスケジュールといたしましては、平成29年、来年の上半期には保健や福祉、そして医療の関係者で構成をする検討委員会というものを設置いたしまして、この中で、このチームの位置づけや活動内容の検討、あとはチームと医療関係者との連携等を構築するために、さまざまな問題について検討してまいりたいというふうに考えております。

ですから、当面、29年上半期にはこのような検討チームというものをまず設置をしていきたいと

いうふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解いたしました。29年上半期ということで期日が設定されました。しっかりとその時期までにご検討いただきたいというふうに思います。

認知症の人ができる限り住みなれた地域で、よい環境で暮らし続けることができるように、この認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の育成、この支援体制の早期設置を望みます。

続きまして、国では在宅介護というふうにシフトしております。特養なんかも要介護度4とか5の方が対象になってきて、3以下の方は在宅介護ということになっているかと思えます。住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、やはり地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠であると思えます。

那須塩原市においては、小規模多機能型居宅介護事業所が計画的に整備されてきております。このサービスは、訪問、通所、お泊まりができるサービスであって、同じ介護職員が携わることで、利用者様が安心してサービスを受けられるというものだと思っております。

ここで、今後、介護と医療の連携がとても重要になってくると思うことから、訪問介護をサービスに取り入れた複合型サービスというんですか、看護小規模多機能型居宅介護というのも視野に入れてみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今後の医療と介護の一体的なサービスの提供というような視点から、

小規模多機能の施設にも看護小規模多機能型ということで、看護職員のほうを配置して、丁寧な支援を行ってはどうかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、第6期の現在の市の高齢者福祉計画の中には盛り込まれている内容でありまして、現在、国のほうでも、こちらのほうの推進については、いろいろなガイドラインが示されております。

これにつきましては、看護サービスつきというのは、やはり在宅で生活をする方にとっては、医療と介護が一体的に受けられるということで、訪問サービスを受ける方も通所をしてデイ・サービスを受ける方、そして施設でショートステイなんかで過ごされる方にとっては、やはり看護師の方がいるということで、かなり医療面でも安心してサービスの提供を受けることができるということがありますので、議員が今お話しされたようなことにつきましては、今後、参入業者等がもしあれば、そういうことについて相談に応じたいというような考えを持っております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 参入業者があるかどうかというのは、確かに非常に難しいことだと思います。看護職員をまず確保するとか、そういったことはすごく難しいかと思えます。

ただ、私の経験から、自宅で最期を、要するにみとりを行うといいですか、本当に動けなくなって、最後の2週間、3週間、どうしようかといったときに、ご家族の希望とか本人のご希望があって、最期は自宅でということがあるかと思うんですね。うちのおふくろなんかもそうだったんですけども、そんなときに夜、訪問看護とか、非常にありがたいんですね。何かあったときにすぐ来てもらえるとか、そういったサービスはやはり、訪問看護というのは事業所が4つぐらいしかない

かと思うんですけれども、非常にありがたいサービスかと思しますので、その辺力を入れていただけたらなというふうに思います。

それでは、(2)の再質問に入ります。

地域包括支援センターは、市とともに地域包括ケアシステムの構築を進める重要な機関であると私も認識しております。業務内容としては、高齢者の相談のほか、地域住民助け合い事業への協力とか、地域課題を明らかにしていく地域ケア会議の運営、先ほどもありましたように、あとは医療・介護の一体提供を目指す多職種連携会議への参加、新たな業務としては、今後、介護予防ケアマネジメントを行っていくというふうに思っております。

そこで、お伺いしますが、現在8つの地域包括支援センターと高齢福祉課内に地域支援係があります。フル回転かと思えます。地域包括支援センターの数、あとは地域バランスというのはどのように考えているか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 地域包括支援センターの数や地域バランス等について、どのように考えているかというご質問かと思えます。

まず、これにつきまして、国は、地域包括支援センターの設置に係る具体的な担当圏域の設定に当たっては、保健福祉圏域、生活圏域と言っているんですけれども、との整合性等を配慮し、市町村の判断により設定することというふうに言っております。

本市におきましては、現在10カ所の日常生活圏域がありまして、圏域内の高齢者人口、そして地域特性等を考慮して、担当圏域を設定しているところです。

高齢者人口に対する地域包括支援センターの設

置数でありますけれども、これは県内14市の中では、数の上では一番多い設置状況であります。今後につきましては、それぞれの地域包括支援センターの機能強化を含めまして、第7期の高齢者福祉計画策定の中で、第7期は平成30年からスタートするんですけれども、この中で地域包括支援センターの数とか地域バランスということ、そういうことも全て含めまして、あとは地域包括支援センターの充実という部分、そういうことも含めまして、改めてこの計画をつくっていく中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。

それでは、また再質問をしていきます。

地域包括支援センターの運営業務委託料に関してはどのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 地域包括支援センターの委託料の算定方法ということにつきましては、まず、人件費と事務的経費である運営費、そして高齢者の実態を把握するための訪問の回数による実態把握加算費、そういった項目の合計額ということで委託料の算定を行っているところです。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） わかりました。

人件費としては、計算上は1人420万円、運営費に関しては、配置基準3人のところであれば200万円、実態把握は1件2,000円ということで認識しております。

これだけの金額で市が委託して、地域包括支援センターをお願いしているわけですから、今現在8つの地域包括支援センターがございますけれど

も、その8つの地域包括支援センターがある一定のレベルといたしますか、同じレベルになるよう今後もやはり研修とか、あとは、この8つの地域包括支援センターで人材確保が非常に難しくなっているかと思えます。特に保健師はやはり難しいと思うんですね。ですから、その辺をできればバックアップしていただきたいと思えます。

地域包括支援センターに委託を出しているわけですが、地域包括支援センターに期待することというのは何でしょうか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 地域包括支援センターに今後期待することということで、現在も全面的に市の絶大な、最大のパートナーというような形で事業の運営を担っていただいているというような認識はしております。

今後また新しい制度改革に伴いまして、さらに一緒に介護保険制度を運営していく重要な機関というようなところで大きな期待を持っているところでございます。

特に今後、期待することというところでは、在宅医療と介護の連携の強化、そして地域ケア会議への参加、認知症施策の推進、そういったところでやはり地域の最前線に立って、住まい・医療・介護・予防・生活などの支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築における、いわば地域包括支援センターは中核的な機関として活動していただきたいというような、そういう期待を持っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 地域包括支援センターの目的及び役割とは、国が地域包括ケアシステムとして在宅医療と介護の連携、認知症対策の推進、

高齢者の住まいや住み方、各自治体ごとで実施する日常生活支援総合事業などの高齢者を支えるさまざまな施策を考えて施行していく中で、これらのシステムと地域住民を結びつけて、高齢者の生活を支援していくことだと言われております。

地域包括支援センター職員においては、高齢者一人一人への支援から地域への支援、さらには地域課題の把握とその課題に対する行政への政策提言に至るまで、より一層期待されると思えます。一方では、先ほども申しましたが、業務量や人材育成、責任の明確化、運営上の課題も指摘されている現状であると思われます。

以上のことから、市におかれましては、より一層バックアップしていただきたいというふうに思います。

それでは、(3)の再質問に入ります。

現行相当サービスと緩和した基準によるサービスということで了解しました。この2つの大きな違いというのは、通所介護で言えば、例えば入浴・排せつ・食事の介助が不要なケースと考えてよろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今後、地域包括支援センターの業務というものが、多岐にわたって専門性というものが求められるということから、人材確保と人材育成につきましては重要であると考えております。

今後、国が示したマニュアル等の最新情報の提供や、あとは、県や関係団体等が開催する研修会を積極的にお知らせして受講を勧奨するとともに、市においては、地域包括支援センター連絡調整会議や職種別の専門部会、そして自立支援に資するケアマネジメントの支援のための地域ケア個別会議を開催することによって、資質の向上と地域包

括支援センターの職員同士のつながりづくりの機会を提供しまして、市のセンター全体の資質の向上というものを図っていただくお手伝いをしたいというふうにお考えております。

お答えになっているでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 地域包括支援センターに関してはわかりました。

(3)のほうの再質問になるんですが、主に介護予防・生活支援サービス事業というのと一般介護予防事業という2つの事業に今後なっていきますよね。その中で、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスというふうにまた分かれていくんですけれども、その中で大きな違いというのは、デイ・サービス、通所介護でいうと、入浴の介助と排せつ介助、食事の介助が不要なケース、必要ないという方は、緩和した基準によるサービスに移行するという形の認識でよろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） これまでさまざまなサービスを受けている方がいるかと思うんですけれども、その中で排せつとか入浴、そういったことについて、通常であれば、これまでの介護計画というか、その支援計画の中では、本人にとっては必要がないとか、こういうほうがいいたろうとかとあって、改めて今までの介護サービスについて分析というか、そういうものを行った上で、必要なものとそうでないものを整理して、それで行うということ、緩和した基準サービスの中でしっかりと行っていきたいというふうにお考えしております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） その辺しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、「いきいき百歳体操」というのが出てきました。これは、平成14年に高知県が開発して、実績のある体操だと思っております。何か最初のうちは、始まったばかりのときは市内で2カ所だったのが、平成26年7月1日現在では300カ所を超えて、市外とか県外を含めると1,500カ所以上で行われているということなので、どんどん取り入れていただきたいと思います。

いきいき百歳体操のほかにも「しゃきしゃき百歳体操」とか「かみかみ百歳体操」という認知症の予防とか、そういったものもありますので、いろいろ導入してみたらいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、ここで心配なのは、今後いろいろ地域の方々にお世話になりながら、介護予防活動というのを展開していくかと思うんですね。その中で、やはり地域も高齢化が進んでいますので、負担にならないように、その辺も気を付けてご配慮いただければというふうに思います。

最後の再質問になりますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年4月より待ったなしで始まります。

この事業は、市町村格差が生じてしまうおそれがあります。市民の方に不利益が生じないよう、しっかり行っていただきたいと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 昨日も藤村議員のほうにはお答えしたかと思うんですけれども、やはり利用する方、そして、支えていただく事業者の方、それぞれに大きな負担とならないように、やはり私たちは行っていかなければならないというような認識は持っております。

特に今回、この事業が変わるということで、事

業者の方については、やはり大きな不安を持っているというところはあるかと思えます。そのような中で、私どものほうでは、きのうもちょっとお答えしたかとは思いますが、まず、事業者との意見交換会とか説明会というものを行っておりますので、ちょっとその状況についてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、ことし5月に開催した2回目の事業者との意見交換会の開催後に、事業所に対し、参入意向調査というものを実施しております。その結果、参入を希望及び検討中の事業者というところが、通所介護については現行相当サービスが34カ所、緩和型サービスが31カ所であり、訪問介護につきましては、現行相当サービスが9カ所、緩和型サービスが9カ所というふうになっております。

あとは、今年度もさらに、12月までには事業者向けへの説明会というものも予定をしておりますので、あわせて丁寧な説明を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございます。

参入事業者がないと、どうしても進んでいかなない事業ということでもありますので、丁寧な説明のほどよろしくをお願いします。

今後、団塊の世代の方が平成37年に75歳以上となる年齢を迎えます。ひとり暮らしの高齢者世帯の増加が確実に見込まれ、高齢者を取り巻く環境は厳しくなってきております。高齢者がいつまでも、ここが大事なんです、住みなれた地域で生きがいを持って暮らせるよう、また、地域住民同士のつながりを的確に市のほうでコーディネートしていただいて、地域包括ケアを早急に確立していくことが重要であるかと思えます。

以上でこの項の質問を終わります。

続きまして、2、保育行政について。

保育環境を取り巻く社会状況は、少子化・核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより保育園に求められる役割は大きくなっており、保育施設整備を積極的に取り組んでいる状況であるかと思えます。

保育園整備計画（後期計画）改訂版、「計画の背景と目的」の中にもあるように、「定員の弾力的運用」を図りながらも、保育園に入園を希望しても入園できない、入園待ち児童が多いことから、以下の点について伺います。

(1)保育園の待機児童（入園待ち児童）及び今後の待機児童解消に向けての取り組み及び課題について伺います。

(2)公立保育園の民営化計画について伺います。

(3)全国的に保育士の確保が非常に難しくなってきておりますが、どのように対応していくのか、また課題があれば伺います。

(4)保育施設におけるセキュリティーについて、どのように考え、対策をしているのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員の質問に対し、答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、2の保育行政について順次お答えいたします。

初めに、(1)の保育園の待機児童、入園待ち児童及び今後の解消に向けての取り組み及び課題についてお答えいたします。

本市における国の基準に基づき算出しました待機児童数は、平成28年4月1日現在で36人となっております。また、特定の保育園への入園を希望しているなど、国の基準ではカウントされない児童数も合わせて算出しました入園待ち児童数は、同日現在で114人となっております。

本市では、平成28年3月に那須塩原市保育園整備計画（後期計画）を改訂しまして、特に入園待ち児童が多い西那須野地区を中心として、保育定員おおむね200人の拡大を図ることを目標に掲げ、入園待ち児童の解消や定員の弾力的運用の緩和等、本市の喫緊の課題を解決するとともに、よりよい保育環境を構築するための施策を推進しております。

施策の推進に当たっては、地域バランスを考慮した保育園整備が求められていることに加えまして、子ども・子育て支援新制度の施行のもとで、ますます増加し多様化します保育ニーズへの柔軟かつ丁寧な対応が課題であると考えております。

次に、(2)の公立保育園の民営化計画についてお答えいたします。

昨日の山本はるひ議員の市政一般質問においてお答えしておりますが、保育園整備計画（後期計画）改訂版に掲げております、対象園3件の民営化を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、(3)の保育士の確保への対応と課題についてお答えいたします。

保育士の確保対策につきましては、保育士の資格を有しながら就労をしていない保育士、いわゆる潜在保育士の保育職場への復帰を支援する研修としまして、平成26年度から本市独自に保育士就職支援講座を実施していたところでございます。

なお、今年度につきましては、栃木県社会福祉協議会との共催によりまして、潜在保育士の再就職支援講座を市内におきましては9月28日に、含めまして就職フェアを11月24日に予定しているところでございます。これにより多くの保育士が確保できるよう、取り組んでいるところでございます。

課題といたしましては、就業時間や賃金が希望

と合わないなどが考えられておまして、より自分の希望に合った職場へと人材が流出していく現状がありますので、どのようにして人材の流出を食い止めるかが課題であると認識しております。

これは、本市に限らず全国的な課題でございます。

最後に、(4)の保育施設におけるセキュリティー対策についてお答えいたします。

平成28年、今年の6月末から7月の初めにかけて、市内の保育園において不法侵入及び窃盗未遂の事件が発生いたしました。これらの事件を踏まえ、保育園については夜間の機械警備を導入し、防犯対策を行う予定であります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） どうもありがとうございました。

それでは、(1)の再質問に入らせていただきます。

平成28年4月現在、待機児童の数が36名で入園待ち児童数が114名ということで了解しました。

1年半前の27年4月1日現在の待機児童は19名、入園待ち児童数は90名、27年10月時点の待機児童数は73名、入園待ち児童数は同じく139名でした。

そこで、ことしの4月以降の入園申し込み状況はどのようになっているのか、傾向をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今年4月以降の入園の申し込み状況の傾向ということでございますが、毎月の入園申し込みが30件前後でございます。

ですので、月が進むにつれまして、毎月の入園選考会に係る人数が増加傾向にございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 毎月30件前後の申し込み

があるということで了解しました。やはり多いですよ。特に4月1日より10月1日現在の数字が多分上がってくるかと思えます。

平成27年度以降に市立幼稚園の認定こども園への移行が進んだことによって、定員の弾力的運用が緩和されてきているかとは思いますが、年度途中で入園したい乳幼児の対応はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほど申し上げましたように、保育園の入園申し込みにつきましては、年度途中でも随時受け付けている状況でございます。実際には、途中退園等で発生しました、あいている枠へ入園を決定しているところでございます。

ですけれども、やはりなかなかその空きがないというのが現状です。入園申し込みを受け付けする際には、各園の空き状況を一覧表にしまして窓口でお示しして、ご相談に乗っているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 今、答弁の中に、各園の空き状況を一覧にしてということで、非常に入園しやすい園が選択できるようになって、よいことだと思います。

そこで、高齢福祉課では、地域密着型の利用状況とか空き状況がホームページに毎月1日現在でアップされています。同じような取り組みはできないか伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 定期的に空き状況をホームページ等にアップしてはどうかという

ご提案、それにつきましては、やはり待機児童の解消に、保護者の方がその一覧表を見て考えられるというところもありますので、効果があると考えますので、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） よろしくご検討のほどお願いします。

厚生労働省で、待機児童解消に向けて認可保育施設などの入園予約制の導入を促す方針を決めたというふうにあります。予約制を設ける自治体を支援するための必要経費を2017年度の予算の概算請求に盛り込むというふうに新聞報道でありました。

メリット、デメリットあるかと思いますが、このような取り組みを行ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） つい先日、そういう制度の公表がされたところでございます。

本市におきましては、既に育児休業明けからの入園申し込みと決定ということで行っているところでございます。これが国で示しております入園予約制と同等の選考システムかというのは、この後の詳細、詰めが必要かと思えますけれども、国におきましては、2017年、来年度の予算の概算要求に必要経費を盛り込むということで示されておりますので、詳細な制度内容がまだ示されていないので、その辺、今後、情報収集を行っていきたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） ぜひ情報収集を行っていただいて、ご検討いただきたいというふうに思います。

次に、待機児童、入園待ち児童数は、答弁にもありましたとおり、保育定員のおおむね200人の拡大を図ることを目標に挙げられております。

特に入園待ち児童が多い西那須野地区、結構、やはり西那須野地区が多いと思います。西那須野地区を中心に計画を早めてでも、よい保育環境整備をしていただきたいというふうに思うんですが、考えを伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 整備計画につきましては、計画の期間を平成31年度まで今回延長したというところで、今年度におきましても、既にその目標の達成に向けて、順次、関係事業者との綿密な協議等を行っているところでございます。

今後も、よりよい保育環境の構築のために、随時進めていきたいと思っておりますので、できるだけ早目早目に対応できるようには努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 計画を31年度まで延長して、目標達成に向けた施策を順次進めていくということでした。

そこで、待機児童解消のために、待機児童はやはりゼロ歳児から2歳児がすごく多いかと思えます。保育園の年齢別の受け入れ児童数の見直しというのを試してみてもどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 大野議員が先ほどおっしゃられたとおり、特に西那須野地区のゼロ、1、2歳の待機児童、入園待ち児童が多いという現状でございます。当然その部分を重点的に整

備をしていきたいと考えておるところでございますが、設備の問題とか、あと保育士がやはりゼロ歳、1・2歳は、例えばゼロ歳でしたら3人に1人、1・2歳ですと6人に1人、保育士が必要になるというところもありますので、やはり保育士の確保とあわせて、その辺の見込みを立てなければならぬと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、(2)の再質問に入ります。

これは、きのう山本議員が質問されていましたが、民営化については、おおむね了解しました。ここで、わかば保育園といなむら保育園の老朽化、あと耐震の問題というふうにありますので、できれば早急にご検討いただいて、行動に移していただきたいというふうに思います。

それでは、(3)の再質問に入らせていただきます。

今年度、潜在保育士の保育職場への復帰を支援する研修や、11月には再就職支援講座を予定されているということで了解しました。

積極的に告知していただいて、たくさんの方に参加していただきたいというふうに思います。このような講座に参加いただいた方に、ぜひ保育士バンクという形で独自につくって登録していただけないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育士バンクというところがございますが、本年、県と宇都宮市が共同で設置します、とちぎ保育士・保育所支援センターというものが設立されているところで、本市もそちらのところ、保育士のバンクのようなも

のなので、そちらのところを利用させていただければなというところで、今、就職フェアとともに行っているところですので、独自にというところは現在のところ考えておりません。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 県で行っているということで理解はしました。

ただ、やはり那須塩原市独自で何か手を打っていかないと、どこの市町でも保育士の確保が難しいということで、やはり他の市町と同じことをやっていたのでは、一歩前へ踏み出せないかと思えますので、何か対策をお願いしたいと思えます。

次に、保育士の賃金の件ですが、1日7.75時間か勤務されて9,040円、時給に換算すると約1,166円、短時間の方で時給950円というふうに伺っております。1カ月、約22日働いて大体19万8,880円、この金額から社会保険料、税金など控除されると、手取りが大体14万とか15万とか、そのぐらいになるかと思えます。

働き方などいろいろあるかと思うんですけども、保育という、これは、お父さんとかお母さんにかわってお預かりする大切な仕事です。もう少し賃金面を今後考えていただきたいというふうに思うんですが、その点お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 市の臨時の保育士さんの賃金というふうなことかと思えますので、私のほうでお答えをさせていただきたいと思えます。

この賃金につきましては、毎年見直しをしているところでありまして、近隣市町、例えば大田原、あるいは那須町、矢板ですとか、そういったところの状況がどうなのか、それから最低賃金、こういった動向を見ながら、必要に応じて見直しを行っていくところでありまして、ちなみに28年度の

賃金単価でございますけれども、那須塩原市のほうは、今議員がおっしゃったように9,040円ということでございます。大田原市が9,000円、矢板市が8,254円、那須町が8,600円ということでございますので、若干は周辺の市町から見ればいいのかなというふうなところでございまして、今後につきましても、このような中で同じような検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 近隣各市町、いろいろやはり考えながら金額を設定しているというふうには思っております。金額については、難しい面があるかもしれませんが、ちょっと頭の片隅にでも入れておいていただければというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。

保育士確保、保育士の不足解消の特効薬というのは、やはりないかと思うんですね。これをどうにか開発していただきたいというふうに思います。何か対策はないでしょうか。

例えば、きのうの質問の中でも、奨学金という話がありましたけれども、例えば保育士を目指す生徒が学校に行って保育士を目指して、その方が仮に奨学金が必要だと、その方は地元に戻ってきて、地元の保育園に就職するとした場合に、例えば5年間頑張るとそこで働いてくださいといったときに奨学金の返済を優遇するとか、そういった制度を導入するというのは考えられないですか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今、議員のご提案がありました、地元に戻ってきてその目的に沿った仕事につくというような場合の、いわゆる奨学金の減免的な措置ということなんですが、正直、私も現在行っている制度上は、まだそこまでちょっと整理はされておられません。昨日もご答弁させてい

ただきましたように、あくまで無利子であるとか、特に保健医療関係とか、そういった関係については給付制度も新たに設けたという部分もありますので、今後そういった保育士の確保も含めて、実際に社会情勢とか必要に応じて、内容の制度を検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） いろいろ難しい面はあるかと思えますけれども、我々もやはり大学に行ったときに、日本育英会という制度を利用して、私は兄弟2人だったんですけれども、2歳違いだったものですから、4年間で重なる部分がありました利用させていただきました。それは、教員になれば金利はなしということだったんですけれども、そういった、幾らかでもやはり奨学金を借りたいという方が今後ふえてくるかと思うんですよね。そういった部分で、目的を持って頑張ってやっている子どもたちを応援してあげたいという気持ちが強いので、その辺いろいろご検討いただければというふうに思います。

それでは、(4)の再質問に入ります。

夜間でありましたが、不法侵入事件が発生しております。夜間の機械警備を導入するということで防犯対策を実施していくという事は理解しました。

そこで、日中の対策はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 日中のセキュリティーというご質問でございますが、各保育施設におきましては、運営基準において運営規定を定め、事故防止、安全対策について取り組むこととなっております。

具体的には、危機管理対策等のマニュアルを作

成しまして、それに基づく対応を実施しております。また不審者対応を想定しました訓練などを定期的に行っているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 訓練をやっているということでご了解しました。

例えば保護者が園に入るときに、専用のICタグをかざすとドアが開く、オートロック設備というんですか、そういうのを導入してみたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 一部、市内の私立の施設におきましては、そういったICタグをかざすとドアが開くという、オートロック設備の導入を行っているところもございしますが、財政的な問題もありますので、今後ちょっと研究を行っていきたくて考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 保育施設というのは、小さなお子様たちと特に女性職員の方が多いかと思います。安全第一に考えていただければというふうに思うことから質問しました。

保育士不足は全国的に問題になっております。中学・高校生などが将来保育士になりたいと思えるような環境づくり、中学生のマイチャレンジでは、保育園や幼稚園が大人気です。そして、働くお父さんやお母さんが安心して子どもを預けられる環境づくり、子どもが健やかに育つよう、ぜひともバックアップしていただきたいというふうに強く願います。これでこの項の質問を終わります。

3、スポーツ施設整備及び人材育成について。

市民が生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市民スポーツ活動の充実と競技力向上を図るとともに、各種スポーツ施

設の充実が求められております。また、2022年に国体が開催されることが決まり、那須塩原市においても5競技が開催決定となっていることから、以下の点についてお伺いします。

(1)スポーツ施設整備計画に基づいて計画どおりに施設整備を行っていると思いますが、進捗状況と今後の計画を伺います。

(2)国体開催に向けて重点的に整備していく施設があれば伺います。また、予算規模を伺います。

(3)国体開催に向けて、競技者の育成及び指導者の人材育成・確保を考えているのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 3のスポーツ施設整備及び人材育成について、順次お答えいたします。

初めに、(1)のスポーツ施設整備計画に基づく施設整備の進捗状況と今後の整備計画についてお答えをいたします。

スポーツ施設整備計画は、平成24年度に策定をしまして、25年度から29年度を前期と位置づけて、屋外スポーツ施設を中心とした整備を行っております。

進捗状況としましては、青木サッカー場グラウンド整備、またくろいそ運動場テニスコートの改修など4施設で27の事業を予定し、本年度末には17事業が完了すると、そういう見込みであります。残りの10事業につきましては、くろいそ運動場野球場整備など現在継続中の事業を除きまして、国体に関連する事業を優先して、計画的に整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、屋内スポーツ施設の整備を中心とした後期計画を平成29年度中に策定をする予定であります。屋内施設につきましては、いわゆる耐震診断の必要な施設の整備を優先しまして、計画的

な施設また設備の整備を行っていきたいというふうに考えております。

次に、(2)の国体開催に向けて重点的に整備する施設及び予算規模についてお答えをいたします。

ソフトテニスの会場につきましてはくろいそ運動場、また、女子サッカー会場予定地につきましては青木のサッカー場を整備する予定であります。

今後予定しております国のほうの中央競技団体の視察がございますので、その際の指示などを考慮しながら、その整備の内容また予算等については決定してまいりたいというふうに考えているところです。

最後に、(3)の国体開催に向けた競技者の育成及び指導者の人材育成・確保についてお答えをいたします。

平成26年度から県で設置しております、第77回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部というのがあるんですが、そちらで栃木国体開催に向けたオール栃木体制の県民運動というものを推進しております。国体の正式競技を対象に、小中高校生などのジュニア育成強化、それと指導者の養成、有望選手・チームの強化支援など、競技の普及、競技力の向上を目的とした事業をスタートしているところでございます。

本市におきましても、県の競技力向上対策本部事業でありますチームとちぎジュニア選手には、市内の11の小学校から、11種目32人の児童が認定をされているという状況でございます。

また、昨年度から本市で国体開催が予定されておりますトライアスロンにつきましては、市内の小学校の4年生以上を対象に、キッズトライアスロン大会というものを昨年度、ことし2回を実施しております。競技の普及・促進に取り組んでいるというところでございます。

今後とも、県の競技力向上対策本部、また各競

技団体と連携を強化しながら、競技者、指導者の育成に当たっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時08分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 答弁ありがとうございます。

(1)から再質問させていただきます。

計画に沿って行っているというふうに理解しております。そこで伺っていきますが、昨年7月にオープンしました那須塩原市ホースガーデンの利用状況及び利用者の感想があれば伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 昨年7月にオープンして9カ月間ということで、利用状況でございますが、1日当たり400名強ということで、全体で3,700名ほどの利用がございました。

実際に内容としては、やはり皆さん、少しでもレベルの高いものを求めているということで、教室に入られる方が多くございまして、全体の7割以上が教室で利用されていると。それと、市内・市外で見えますと、市内の方が全体の3分の2、66%を占めております。そのうち、小学校の児童の利用が5割強というような状況になっています。

それと、実際に教室については、個人については登録制というものをとっておりますので、現在登録されている方が525名ということで、そのうち市内が430名を超えているというような状況になっております。

それと、感想といいますか、利用者からの意見ですが、いろいろな意見が来ているんですが、一つには、例えば足に障害を持たれているお子さんがいるわけなんです、ふだん、お母さんからなかなか離れないというような状況なんですけれども、乗馬を始めてからは、逆に積極的に馬、馬に乗るというような行動が見られるようになったとか、あとは、市外から移住されてきた方についての意見をいただいているんですが、前々から乗馬をさせたかったということでいたんですが、市内にそういう施設があったので何度か体験したら、今は子どもがもう毎週、待ちに待っているというような状況ですというようなことで、ぜひ続けてほしいというような意見も来ています。

また、苦情的なものではないんだと思うんですが、利用するに当たってどうしても時間の制約がありまして、夕方5時ぐらいに閉めてしまうということがありまして、できればもう少し遅くまで、学校が終わってから利用できるような時間帯で検討してほしいというような感想が寄せられております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 3,700名の方が利用されている、大盛況であるということで理解しました。

足に障害を持っているお子さんが利用された、これはすごくいいことだと思いますんで、今後とも積極的にそういった方の受け入れをお願いしたいというふうに思います。

現在は、市内の小学生が、今お答えにもありま

したが、ホースガーデンの利用を学校ごとに行っているかと思えます。今後も積極的に行っていたきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今現在、これまでも小学生を中心に行ってきたわけなんです、ことしについては、子供会育成会とかのできるだけ利用をふやしていきたい。特に小学生、また障害を持たれているお子さん、また不登校のお子さん、そういった方々に利用いただきたいということで、各施設に案内を差し上げているところですので、今後も継続しながら利用の促進を図っていきたく考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。

今後、例えばホースガーデンの駐車場とか管理棟など、整備計画があったらお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） オープンして1年と2カ月ということですので、これからの状況なんかを見きわめながら、また利用者の要望等も踏まえて改めてそういった施設の整備については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 全国的にも、市がこのような施設を持っているというのは、非常に珍しいことだと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、野球場の整備についてちょっとお伺いしたいんですが、現在までの進捗状況、今後の予定をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） くらいそ運動場の野球場の整備の状況でございますが、今月から既存の野球場の解体工事に入る予定となっております。そうしまして、新たな球場の建設につきましては、8月に入札を行っておりまして、今日本契約に向けて、今回議会でお願ひする案件にもなっておりますが、10月から工事を開始したいと思っております。平成30年3月を一つの目途に整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 非常に期待しております。平成30年3月完成ということで、本当にこれは大きな事業であります。完成してから後悔のないように、例えばグラウンドの排水関係とか、しっかりと進めていっていただきたいというふうに思います。

屋内施設を平成29年度以降に整備していかれると思いますが、耐震診断が必要な施設は具体的にどの施設になるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 屋内施設の中で耐震診断をしなければならない施設なんです、くらいそ運動場の体育館、それと三島体育センターの体育館と武道館、この3施設が対象になってくるというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 3つの体育館、武道館です、了解しました。

改修が必要になった場合、できれば障害のある方に優しい施設、バリアフリーですよ、また、実際に利用できる施設整備をぜひお願いしたいと思うんですが、考えを伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 体育施設に限らずだとは思いますが、こういった公共施設も含めて、多くの方に利用いただける施設については、バリアフリーというのがある意味当然の設備というふうを考えておりますので、今後、整備に際しましては、そういったバリアフリー化というものも十分検討しながら、後期計画の中で位置づけていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(2)の再質問に入ります。

ソフトテニス会場予定地のくろいそ運動場の整備計画をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） くろいそ運動場のソフトテニスのコートにつきましては、現在12面の改修が進んでおります。今後、大会の規定であります20面というものを考えたときに、現在の多目的に利用されておりますサッカーメーンのグラウンドのほうに、残り8面を整備していきたいというふうに考えておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今後、県の中央競技会のほうの現地視察がございますので、その際にいただいた意見、指示等を参考に整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。ぜひ日本のテニスコートをつくっていただきたいというふうに思います。

続きまして、女子サッカー会場の予定地、青木サッカー場の整備計画をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 青木サッカー場につきましても、国体に向けて中央競技団体の視察というものがありますので、その中で今回、矢板市も共催といえますか、会場を分けて分散開催になっておりますので、関係市町との調整も含めながら、中央競技団体の指示を受けて整備を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。

国体を開催するに当たり、駐車場の整備も必要になってくるかと思ひますし、宿泊施設等と連携も重要になってくるかと思ひますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 今回5つの競技が内定を受けているという中で、やはり1つの課題としては、駐車場の確保ということになるかと思ひます。ことしは岩手で開催されますが、それぞれの事業の競技ごとの人の集まり状況というんですか、そういったものを見ながら、県なりと協議をして、実際にはその施設内で確保できるのが一番と思ひていますが、万が一、確保が難しい場合には、近隣の公共施設または民間施設をお借りするような形にもなるかなと思ひております。

それと、宿泊施設との関係ですが、本市には塩原温泉、板室温泉、相当の受け入れができる施設がありますので、各旅館関係の団体または競技団体と調整をしながら、受け入れに向けて万全を期したいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 冬季大会が国体開催の前年度に行われるかと思ひます。国体というのは約半世紀に一度のビッグイベントかと思ひます。計

面的に整備していただきたいというふうに思います。

それでは、(3)の再質問に入ります。

栃木県競技力向上対策本部において、小中高校生のジュニア育成、指導者の養成、有望選手・チームの強化支援など、競技の普及・競技力向上を目的とした事業が始まっているとのことで了解しました。

そこで伺います。

7月より小学3年生から6年生を対象に、タレント発掘・育成ということで、運動能力の高い児童を募集しているかと思いますが、本市の状況をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 9月9日までが申し込みということになっているわけなのですが、現時点で確認したところ、事業の名称が「とちぎ未来アスリートプロジェクト」ということで行われております。各小学校から県のほうに申請をしている中で、現在54名がその登録を行ったところでございます。

多くの小学校が登録されておりますが、多いところを二、三ご紹介しますと、黒磯小学校で10名、三島小学校で8名、稲村小学校で5名、槻沢小学校で5名などとなっております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） とちぎ未来アスリートプロジェクトということで、非常に素晴らしい企画だと思います。

また、中学校と高校の拠点校支援ということで、拠点地区支援があるかと思いますが、那須塩原市において対象になった学校などあるか伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 1つ前の質問で、ちょっと数字を読み間違えてしまいました。とちぎ未来アスリートプロジェクトは54名というふうにお答えしましたが、実際には56名です。訂正いただければと思います。

それと、中学、高等学校の拠点ということでの再質問でございますが、県では中学校、高等学校の拠点化、拠点校を指定するというところで進めているところでございます。具体的には、中学校につきましては、ソフトボールの競技が那須地区全体を地域として指定されているというのが1つございます。それと、高等学校につきましては、那須拓陽高校がやはり同じようにソフトボールの強化推進拠点校というような位置づけを現在受けているという状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。

対象校・地区は、那須地区ですよね、ソフトボールでいうと。強化費の助成、あとは指導者の適正な配置などで支援を受けるとのことです。

当市においては、野球とソフトボールを例に挙げますと、例えば学童野球でいうと、この夏、三島小学校が県大会で準優勝、物すごく参加校が多いんですね。これに勝つのは大変です。中学校でいうと、夏の総体ですね、日新中学校が準優勝、関東大会に行かれています。学童のソフトボールでいうと、この夏、豊浦小学校が初めて県大会で優勝、中学生ソフトボールにおきましては、佐藤議員のお話の中にもありましたけれども、厚崎中学校は、県大会優勝はもちろんのこと、第38回全国中学生ソフトボール大会において見事に優勝しています。また、ことし春に行われたアンダー16の第12回都道府県選抜の中学生女子ソフトボール大会においては、厚崎中学校の生徒が3名、日新中学校の生徒が2名、選手としてメンバー入りし

ていまして、見事に全国優勝ということで大活躍です。

これはほんの一例ではありますが、県競技力向上対策本部、各競技団体と連携を強化しながら、競技者・指導者の人材育成に努めていただくことを切に願って、この質問を終わります。

続きまして、4、市役所職員の適正配置について。

日ごろより那須塩原市全体のことを考え、職務に遂行されている市役所職員、以前と比較すると仕事量もかなり増大しているものと思います。国県より権限移譲されている業務もかなり増加してきており、今後もふえてくることが予想されることから、以下の点についてお伺いします。

(1)職員数の推移と今後の見通しについてお伺いします。

(2)国県より権限移譲されている業務はどのようなものがあるか、伺います。

(3)現在の職員数は適正であるかお伺いします。

(4)各部、適正に職員が配置されているか伺います。

(5)各部、残業時間は年間1人当たりどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 大野恭男議員の市役所職員の適正配置について、5点質問をいただきました。順次お答えをしてみたいと思います。

初めに、(1)の職員数の推移と今後の見通しについてですが、まず、職員数の推移は、特別職を除き合併直後の平成17年4月が951人で行われました。その後、減少が続き、平成26年4月には795人となりました。平成27年4月には806人、平成28

年4月は810人と増加に転じております。

今後の見通しにつきましては、新たな行政需要や権限移譲などによる業務量の増加に的確に対応し、市民サービスの低下を招かぬよう、適正な職員数の確保に取り組むと考えております。

次に、(2)の国県より権限移譲されている業務はどのようなものがあるかについてですが、市が権限移譲を受けた主なものとしては、旅券法に基づく一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務や、屋外広告物法に基づく違反広告物の措置命令及び除却等の事務などがございます。

次に、(3)の現在の職員数は適正であると考えているかについてですが、これまで本市では、定員適正化計画に基づき、職員定数の適正化を推進してまいりました。最少の職員数で最大の効果を発揮し、多様化する行政需要に的確に対応することができる精鋭集団の確立に取り組んでいるところでございます。

このような中で、(1)のご質問でお答えをいたしましたとおり、職員数は平成27年度から増加に転じておりますが、この要因といたしましては、子ども未来部の新設に伴います増員など、新たな行政需要に的確に対応したものであることから、現在の職員数は適正であると考えております。

次に、(4)の各部、適正に職員が配置されているかについてですが、職員の配置に当たっては、各部からのヒアリング結果を踏まえた上で、各部署の実情に応じた適正な職員数の配置に努めているところでございます。

最後に、(5)の各部、残業時間は年間1人当たりどのくらいあるかについてお答えをいたします。

平成27年度の実績として、企画部356時間、総務部329時間、生活環境部156時間、保健福祉部333時間、子ども未来部は保育園を除き363時間、産業観光部332時間、建設部232時間、教育部267

時間、そして、上下水道部が169時間となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 市長、答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行っていきます。まず、(1)からいきます。

その前に、まず、なぜここでこの質問をさせていただいているかという、やはりよい住民サービスを行っていくためには、職員もゆとりを持って仕事に向き合っていかなければ、よいサービスにつながらないというふうに思って質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

職員数の推移については、17年4月1日現在で951名、26年4月1日現在795名、27年4月1日で806名、ことし4月1日で810名ということで了解しました。

ここで伺いますが、非正規職員さんも多くの方が勤務されているかと思いますが、何名の方がいらっしゃるか伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 非正規職員というようなことで、ここでは、臨時職員というようなことでご説明のほうをさせていただきたいと思いますが、平成28年9月1日現在で保育士あるいは事務補助、それからいろいろな職種があるわけですが、その中でも常勤あるいは短時間というふうなところがございしますが、合わせまして666人というふうなことでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 666名の非正規職員さんがいらっしゃるということで了解しました。

時期的なものとか、忙しいとかいろいろあるかと思えますけれども、666名、この数字だけを見ると、例えば全体的に職員が不足しているんじゃないかというふうに考えてしまうんですけども、どうでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） その666人ということの中で、その中でもやはり多いのは保育士ということ、213人というふうなことでございます。そのほかは事務補助が81名、あるいは英語教育推進教師が5名でありますとか、あとは教育関係でいきますと、学習支援員、講師ですね、そういった方が26名とかというようなことになりまして、やはり保育士が一番多いというふうな状況ではございます。

そんなことで、保育士については、現在、先ほど子ども未来部長のほうからも答弁がありましたように、保育園施設整備計画に沿って整備をしているというような状況の中で、やはり臨時の保育士さんに頼る部分が多いというふうなところでございます。

そんな状況がありますので、その整備がある程度一段落すれば、職員数のほうにつきましても、正規職員、それから臨時職員、それなりの比率になるというふうな予定でございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解いたしました。

では、進めていきたいと思えます。

(2)の再質問に入ります。

権限移譲された業務を受け持った部署に対して、職員配置は適正に行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 先ほど市長のほうからも答弁がありましたように、各部からのヒアリングをしまして、その結果を踏まえた上で権限移譲になった場合、どんなふうな業務がどれだけふえるのか。そのふえた業務に対して職員がどの程度必要なのか、あるいは委託できるものなのか、あるいは臨時職員で対応できるものなのか、そういったところを総合的な観点から見まして、各部署の業務に合った職員数の配置に努めているというような状況でございまして、先ほど旅券法に基づくというふうなこと、これはパスポートの交付というふうなことになりますが、それについても増員をしておりますし、屋外広告物関係につきましても、増員をしているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 了解しました。

権限移譲されたことによって、市民の方にとってはすごく有益といたしますか、非常にいい部分というのはたくさんあるかと思えます。職員を考えたときには、仕事があつとふえて、より大変なんじゃないかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。

8月29日に県内の25市町長が集まって、政策懇談会が行われているかと思えます。2017年度からの5年間の県の権限移譲基本方針の改定案が示されているかと思えます。知事のコメントに、人的支援や財源など丁寧な協議に努めると。サービス格差が起こらないような仕組みに取り組みたいとありました。差し支えなければ、会議の内容等を伺えればと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 政策懇談会の会議の内容についてのお尋ねということでございますが、権限移譲につきましては、企画部の所管ということ

でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、県では平成28年度で計画期間が終了いたします栃木県権限移譲基本方針、その改定の作業を進めているということございまして、その改定案についての協議がこの会議で行われたというふうに伺っております。

議員ご質問にありました知事のコメントにつきましては、出席されました首長のほうから出されました意見ということで、権限移譲には財政・人的な支援が重要であり、住民格差が生じないようお願いしたいというような要望を知事に出されたといったようなところだと、それに対して知事のほうで答えたものだというふうに伺っております。

また、知事からは、権限移譲は、地域の实情に応じた行政運営を実施するために必要な手法であって、地方創生にも寄与する重要な取り組みであることから、今後とも効果的な権限移譲に努めてまいりたいというお話があったということで、これらを踏まえまして、改正案については、このメンバーの中で原案のとおり了承されたというようなお話を伺っているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 丁寧なご説明ありがとうございました。了解いたしました。

(3)についての再質問なんですが、これに関しては了解しました。精鋭集団の確立ということで取り組んでいるということで、了解いたしました。

それでは、(4)について再質問させていただきます。

職員配置に関しては、各部からのヒアリング結果を踏まえてということと了解しました。

そこで、1つだけお伺いします。職員の部署、在籍期間は平均どのぐらいか、お伺いしたいと思います。

います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 職員の在籍期間というようなことでございますが、まず、新規採用職員でございますが、基本的には3年というふうなことで異動をしております。また、管理職が二、三年というふうなことになりますし、その他の職員については四、五年程度というふうなことになります。

ただ、今後につきましては、仕事が非常に専門的になってきているというようなところもありますので、そういったところについては若干長目の設定も必要になるのかなというふうには考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） なれてきては異動という感じでは、非常に大変かと思えますし、ただ、いろいろ経験するというのも大切かと思っております。

スペシャリストをぜひ育成していただきたいというふうに思います。新規採用の方が3年、その他の職員の方が4年から5年ということで、この件に関しては了解いたしました。

それでは、(5)の再質問に入らせていただきます。年間1人当たりの残業時間をお伺いしました。これは平均でお伺いしています。企画部が356時間、総務部が329時間など、かなり多いというふうに私は受け取りました。

この数字は平均なので、個人差がかなりあるのではないかというふうに思うんですが、その点に関してどう思われるか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 確かに人によりますと、

月100時間を超るとかというふうな職員も少なからずいるというのが実情でございます。そんな中で、やはり労働安全衛生法に基づいて、職員の安全・健康を確保するというふうなことが重要なことだというふうには認識をしているところでありますので、過度な時間外勤務というのは、本当に職員の健康管理上の観点から問題というふうには考えているところでございます。

そんなところもありまして、今年度から月60時間以上、時間外の勤務をした職員がいる職場におきましては、所属長に対しましてヒアリングを実施して、どうしてそういうふうな状況になっているのか、その実情の把握でありますとか、要因の分析に取り組んでいるところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） それでは、質問します。

残業代だけで年間どのぐらいになるか、金額を伺いたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 残業代というふうなことでございますが、やはり年々、時間外勤務時間数も多くなっているというふうなこともありまして、平成27年度の決算額で申し上げますと、全会計でというようなこととなりますが、約3億6,000万というふうなところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 3億6,000万ということで了解しました。

管理職の方は残業代というのは発生しない。この傾向を見ると、例えば一般職の方のほうが管理職の方より給与が多くなってしまおうというようなケースは出ないですか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 確かに管理職でない職員
といますと、係長あるいはその下というような
ことになりますので、係長級でありますと、かな
り時間外が多くなると、その上の課長補佐あるい
は課長よりも多くなるというふうな場合もあるか
というふうには思います。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） 管理職手当というのは残
業手当を含むというふうには認識をしているんで
すけれども、管理職手当の見直しというのも行っ
てみてはどうかというふうに思いました。

先日、議会運営委員会の研修の中で、弁護士資
格を持っている方を職員で雇っている自治体があ
るという話を聞きました。

守秘業務とかトラブル処理を行っているとのこ
とでした。那須塩原市においても、このような方
の採用はいろいろな面で有効ではないかと思いま
すが、いかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 市役所の仕事も今、大変
多様化しておりまして、本当に専門的な知識ある
いは技術が必要だというふうなことがあるわけで
ありまして、そんな中で、弁護士資格を有する
というふうなご提案でございますが、現在、そんな
関係もありまして、顧問弁護士の先生2名を委嘱
させていただいているというような状況もありま
すので、今後、必要に応じて検討していきたい
というふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 8番、大野恭男議員。

○8番（大野恭男議員） よろしくご検討のほどお
願いしたいと思います。

最後になりますけれども、私がやはりここで言
いたいの、人員を減らせということじゃなくて、
必要などころにはしっかりと職員を増員していた

だいて、特にこれから権限移譲がされてくる業務
がますますふえてくるかと思えます。市民にとっ
ては、とても便利になることが多くなる反面、職
員はかなり多忙になってくるかと思えます。市民
サービスの低下を招かないよう、適正な職員数の
確保に努めていってほしいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、8番、大野恭男
議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 相 馬 剛 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 議席番号3番、TEAM
那須塩原、相馬剛です。通告に従い、市政一般質
問を行います。

1、スポーツ振興政策について。

本市のスポーツ振興政策については、「市民ひ
とり1スポーツ」をスローガンに、学校体育、社
会体育を中心として、スポーツ活動団体への支援
や補助、指導者の育成、スポーツ施設の整備、ス
ポーツイベントの開催など、市民のスポーツ活動
環境の充実を図っています。そして、一定の成果
があると評価されております。

しかし、少子化に加え、子どもたちのスポーツ
離れなどにより、ジュニアのスポーツ人口が減少
していると言われております。特に小中学生のス
ポーツ活動には、保護者の時間的・経済的に負担
が大きくなっており、学童スポーツ少年団や中学
校運動部の特に団体競技への加入者が減少してい
ます。全国的に若者の運動能力や体力の低下が問
題視されている中、本市も例外ではないと思われ
ます。

また、団体競技においては、競技力や試合結果

に対する選手やその保護者の意識の差異があり、しばしば活動の内容や指導者に対する不満が大きくなり、問題となっている場合もあります。

この問題に対し、私は、小中学生のスポーツ活動を支援する政策として、スポーツアカデミー方式を導入すべきと考えます。

スポーツアカデミーとは、学校単位や地域単位のスポーツ活動ではなく、スポーツ競技への取り組む意識や競技者の能力に合わせたスポーツ活動を行う仕組みです。市内に1つのスポーツアカデミーを開設し、技術力の向上とスポーツの普及を目的とし、競技能力に合わせた活動と、多くの子どもたちにスポーツ活動に参加する場所の提供を行うものです。

具体的な例としましては、市内で行われている団体競技を10種（野球、ソフトボール、陸上競技、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、駅伝など）を選定し、小学4年生から中学3年生まで各学年20人の選抜チームを編成して、月1回、強化活動を行います。また、初心者を対象に年6回のスポーツ体験活動も行います。

選抜チームでは、意識と競技力の高い選手を募集し、セレクションを行い、1学年10種類の競技で200人の活動を行います。また、年6回、オープン参加のスポーツ体験活動も行います。

次に、そのアカデミー指導者は、1つの競技に4人、構成は小学校教員、中学校教員、また市内の県立高校の教員、市体育協会指導員、合計40名の指導者をお願いし、指導者個人の指導能力とは別にアカデミーとしての指導ガイドラインを作成し、競技人口の増加、競技力の向上、各競技の普及を拡大していきます。

そして、作成した指導ガイドラインを選抜された選手が市の地域スポーツや中学校運動部活動に

水平展開をすることにより、総合的なスポーツ振興を図ることができるものです。

その経費としては、まず、指導者経費が年間12万円掛ける40名で480万円、アカデミー運営費として240万円、合計720万円、これは、受益者負担として選抜選手1,200名掛ける年間6,000円とし、施設や用具の費用は市の施設で無料とすると。

このようなスポーツアカデミー方式によって、各スポーツを競技・教育・レクリエーション・遊びに分解した活動を進めることにより、スポーツ少年団活動、中学部活動、社会体育活動においての選手や保護者の不安と不満が解消でき、指導者の指導力向上が図られ、本市の目指すスポーツ振興が達成できると考えますが、本市で導入できるか、以下の質問をいたします。

(1)現在のスポーツ振興政策で、小中学生とその保護者のスポーツ活動へ携わる意識や能力の差による活動形態を検討した経緯はあるか伺います。

(2)現在のスポーツ振興策にスポーツ競技の強化・競技力の向上を目指す政策があるか伺います。

(3)スポーツアカデミー方式について、幾つかの自治体で取り組む事例があるが、本市で研究あるいは検討した経緯があるか伺います。

(4)スポーツアカデミー方式の導入について、市の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 相馬剛議員のスポーツ振興政策についてのご質問でございますが、教育部長から答弁をさせていただきたいと考えておりますが、それに先立ちまして、私のほうから一言申し上げさせていただきたいと思います。

本市では、スポーツ振興を総合的・計画的に推

進するため、那須塩原市スポーツ振興基本計画を平成21年3月に策定をいたしました。市民全体の活動に対する支援、指導者の育成及び施設の充実を図り、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境づくりを推進しているところでございます。本計画には、今年度末をもってこの計画期間が終了することから、新たに那須塩原市スポーツ推進基本計画の策定を現在進めているところでございます。

今後も、スポーツに対する市民の多様化するニーズを多角的に捉え、広く市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、生涯にわたるスポーツ社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

この後の答弁については、教育部長からいたさせます。

○議長（中村芳隆議員） 教育部長。

○教育部長（伴内照和） それでは、ご質問に順次お答えをしたいと思います。

初めに、(1)の現在のスポーツ振興政策で、小中学生とその保護者のスポーツ活動への携わる意識、また能力の差による活動形態を検討した経過があるかということですが、市の教育委員会といたしましては、1人でも多くの小中学生に運動の機会を提供する、また、体力の向上を図るということを目的としましてスポーツ振興に取り組んでまいりましたので、これまでのところ、スポーツ活動へ携わる意識や能力の差による活動形態についての検討は、してきたことはございません。

次に、(2)の現在のスポーツ振興策にスポーツ競技の強化・競技力の向上を目指す政策があるかについてお答えをいたします。

ただいま市長が申し上げましたとおり、現在の那須塩原市のスポーツ振興基本計画では、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環

境づくりを図ることを基本方針として掲げております。このことは、ライフステージに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会、これを基本理念に策定したものでございます。競技の強化・競技力の向上についての政策は、現在は正直ございません。

ただ、今後、策定いたしますスポーツ推進基本計画につきましては、2022年に本市でも国体が開催されるというような状況もありますので、競技力の向上の支援について、具体的施策について位置づけていければということで考えております。

次に、(3)のスポーツアカデミー方式の研究・検討の経緯と(4)のスポーツアカデミー方式の導入の考えにつきましては、関連がありますので合わせてお答えをいたします。

まず、(1)でお答えをしたとおり、市の教育委員会といたしましては、市内の児童生徒に対しまして、公平な運動機会を提供するという、また、体力の向上を図ることを目的としておりますので、これまでスポーツアカデミー方式についての研究・検討というものは、したことはございません。

スポーツアカデミー方式の導入につきましては、現実的な運営に当たり指導者の確保、また、競技施設の整備など、さまざまな課題があることから、今後、競技団体や小中学校の意見を聞きながら、慎重に研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時59分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） それでは、午前中の質問について順次、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、まず、すみません、先ほどスポーツアカデミー方式というものを説明いたしましたが、中身は皆さん、わかっていただけかもしれませんでしょうか。

ライフステージに対するスポーツ振興政策ということではなく、競技を高いレベルで一生涯やりたいという、そういう選手はそういうステージでやっていただくと。そうではなくて、また、このスポーツをやってみようかなというふうに思うようなお子さんに、そういう場所を提供すると、いきなりスポーツ少年団であったり、学校の部活動だったり、どうしても対外試合で勝ちたい、勝ちたいというふうに言っているところに入れては、どうしても長続きしないというような方も、そういう入り口のところをスポーツアカデミーで十分そういった指導等をできるような、その競技の力もしくは能力の、そういったステージに合わせた指導体制をつくっていくというのがスポーツアカデミー方式というふうに言われるものだろうというふうな説明をしたつもりなんです、すみません、皆さん、まずわかっていただけかもしれませんでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 当初の通告の中で、いろいろなお考えを提案いただいて、そちらを私どもとしては見ながら、今回ご提案いただいているスポーツアカデミーというものをある意味、理解を

したつもりでございました。

今、議員からお話のありましたように、答弁にもありましたが、1つのライフステージという、一人一人の生涯の中でスポーツとかかわるものという部分で、行政としてはいろいろな施策を取り組んできているというのが実情でございますが、今のご説明ですと、スペシャリストとして、そういうスポーツにかかわりたいという人もいれば、初めて、いわゆるビギナーとして、こういった競技があるんだったらやってみたいよというような人たちも含めて全て、ある意味、両極端な方向の人でも受け入れて、しっかりスポーツに親しんでいけるような体制づくりの一つとして、アカデミーがあるということで理解をさせていただきました。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 何となくそういうところでございまして、当然、選手、指導者、それから保護者も、能力ですとか、そういった意識のレベルの差によって、そのアカデミーではトレーニングもしくはそういった活動をしていくというようなものでございますので、これから現状で、今までの小学生もしくは中学生の運動部活動等で問題となった事例を若干申し上げますが、当然、先ほど市民のニーズというところで、参加している選手、それから保護者、ましてやその指導している指導者についても、体力の向上というような目的ではないところで実際には動いているというふうな認識をしております、技術や能力を向上させて、対外試合に勝つということを活動の目的、もしくはそういったニーズに対して活動しているスポーツ少年団であったりですとか、中学校運動部活動だったりですとかというところが、どちらかといえば多かろうというふうに感じているところではありますが、あるスポーツ少年団で選手

が通学している学校団で、この学校団のスポーツ少年団では対外試合に勝てないというふうなことから、他のスポーツ少年団に移籍をするというふうなことが起きまして、残された学校団については、人数不足になり、1年間対外試合ができなかったというふうなことが起こったりします。

また、別なスポーツ少年団では、体力の向上、ましてや技術の向上、それに加えて精神的な向上ということで、人数の少ないところだったものですから、どうしてもその選手を何とか鍛えようというふうに思ったんだろうと思うんですが、精神的に追い込んでしまって、最終的には6年生の最後の大会を待たずに、2カ月ほど前に退団をしてしまったというふうなこともございます。

あるいは、スポーツ少年団で6年生が15人おるチームで、試合に当たってベンチ入りは20人入れるチームで、6年生が15人、そこに5年生が6人入ったんですね。当然6年生のうちの1人がベンチから外れたというふうなことがございました。それは、指導者としては、能力がないから背番号をあげなかったというふうな理屈だと思えますが、実際にその5年生のうち、試合に何人出たかといいますと、実際に試合に出ていたのは1人、途中交代でも出たのが1人だけだったということですので、その6年生が別にベンチに入っているけれども、さほど問題はなかったのですが、指導者は、能力がないからということで背番号をあげなかったというふうな状態になりまして、小学校の最後の大会には、その子は会場にはいかなかったというふうな事例もございます。

さらには、中学校の部活動で、顧問の先生が人事異動で変わった際に、選手起用は能力主義ということ宣言しまして、しかもそれを実行したため、3年生の2年間の努力は当然考慮されずに、選手登録というものもされないまま、3年生は最

後の大会、7月が最後の大会でしたが、その1カ月前までに監督先生の慰留もなく、退部したというふうな事例もございます。

このように、選手、そして保護者、指導者にまで能力主義や試合に勝つということを優先する、そういった活動を要求するニーズが多くあるんだろうというふうに感じるところではありますが、こういったことについて、市の所見をお伺いできればと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃったようなさまざまな事例については、私どもも大変大きな問題だというふうにとめていただいているところです。

特に中学校の部活動につきましては、これは中体連という組織があって、学校体育、部活動というくりで行われていますので、そういったものについてのさまざまな取り決めはありますので、それに従って適切に運営されていくことを切に望んでいるわけですが、小学校につきましては、ご承知のとおり、多くはスポーツ少年団活動ということで任されている部分があります。私どももそのスポーツ少年団活動の指導者の育成に向けては、意図的に研修会等を開催して理解を求めているところですが、なかなかそれが浸透していかない、改善されていかないという現実も我々はしっかりと認識をしております。

大会のあり方等も含めて、大いにしっかりと関係する人たちが議論して、望ましいあり方とはどんなものなのかということ、しっかりとやはり議論する場が必要ではないのかなど。それがないまま、現状が続いているという部分もあるのではないかなというふうにご検討しております。

ですので、そういうところもあって、恐らく保護者への負担が多くなってしまっているの、ひ

よつとすると、本当は子どもはスポーツ活動にかかわりたい、でも、そこに係る保護者の負担があるのでブレーキがかかってしまって、運動離れになっているという部分もあったり、それから、もう一方で、逆に勝ちたい、勝ちたいということが先行してしまって、より強い集団に移っていくという、そういうことも先ほどのお話の中で多分出ていると思うんですが、それも確かに実際にあるというふうに私は認識しておりますので、やはりもっと、特に小学生については、いろいろな競技を経験させる中で、伸ばせる、あるいは自分がもっと伸ばしていきたいと、そういうものを見つけて、それにかかわる機会をつくってやるということも、議員が提案されておりますスポーツアカデミーの理念の部分と私は重なってくるんだろうと、こう思っております。ただ、それをどういうふうな方法で実現していくかという部分で、若干、見解の違いの部分があるのかもしれませんが、まずは、やはり子どもたちのスポーツ大会の望ましいあり方とは何ぞやということ、しっかりと子どもたちにかかわっている大人が共通に理解をしていくということから始めることが、私は大事なことだろうというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 今、教育長がおっしゃった、そうしたことを議論する場、そしてどういうふうに今後進めていくかということ、を研究する場としても、スポーツアカデミー方式というのは、十分活躍できるものだろうというふうに考えております。

もう一つ、競技者あるいは指導者の意識の差によるさまざまな問題というもの、ちょっと事例を申し上げさせていただければというふうに思います。

ある中学校の運動部が宿泊を伴う関東大会に出

場した際、敗退をした時点で帰るというような予定で日程を組んで、関東大会に参加しておりました。2日目の時点で負けたわけですが、3日間の大会ということで2日目の時点で負けて、当然その敗退した時点で帰るということなので、2日目で帰ってくるだろうというふうに思いましたが、上級生の保護者は、やはりどうしても決勝戦といいますか、大会の最後まで子どもたちに経験させてあげたい、見せてあげたいということで宿泊を延ばしました。ところが、下級生の保護者は、それについて、予定外の出費があったりですとか突然の日程変更ということで、それに了解がなかなかされず、不満を持ってお子さんたちを退部させようとしたというようなこともございます。これは、試合に出ている上級生とそうではない応援に行っている下級生の意識の差、また、その保護者の意識の差から生じた問題で、両方とも悪いとは思わないんですが、その意識の差があるので、こういうふうな問題になってしまったんだろうというふうに思います。

また、能力の高い選手が集まっている運動部で、やはり関東大会に出場して準優勝までしたチームですが、中学校の最後の大会で、指導者が公平な選手起用ということで、選手が望まない、しかも練習ではそういうことをしたことがないような選手起用で地区予選で敗退をしたということで、指導者は勝つことが目的ではないというふうなことで選手に説明しましたが、選手及びその保護者は納得しないまま引退をしたと。

こうしたスポーツに取り組む中の選手、それからその保護者、また指導者、そういったものの意識の差から起きる問題というもの、当然起こってくるんだろうと思います。その意識の差というのは、両方がどちらがよくてどちらが悪いということよりも、明らかに意識の差ですので、そういっ

たものになってくるんだろうというふうに思います。

1人でも多くの小中学生に運動の機会を与える取り組みというのが本市のスポーツ活動の方針ということは先ほど伺っておりますが、そうした意識の差、または能力の差によってどうしても起きる問題、それに対する解決してもらいたいという、そういったニーズというものがあるということは、これまで検討していないということで先ほど答弁いただきましたが、そういったニーズがあるということは把握されていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今、議員おっしゃったような例については、我々も聞いているものがあります。

これは、話をよく整理しますと、競技をしている子どもたちを中心に議論がされていないんだと思うんですね。ですから、特に小中学生のスポーツ活動の中心になるのは、子どもたちが、団体競技の場合もそうですけれども、ことし僕たち私たちはどういうところまで目指そうというのがあって、そのためにどういう練習をして、どういう大会に行って、というふうな目標をしっかりと子どもたち自身が持つ。それを大人が、指導者がサポートする、そういうようなかわり方があれば、今お話があったような問題の多くというのは出てこないのではないのかなというふうに考えるんですね。

やはり周りの大人たちがこうしたい、ああしたいということが先行して行って、それがぶつかり合うことによって、さまざまなトラブルが生じているという例が結構あるのではないかなと思いますので、そういうふうに子どもたちが主体的にス

ポーツ活動をしていくということを大事にしていく、そういう指導のあり方というものについて、しっかりと今後、私たちも広めていかなければならないのではないのかなと、そんなふうに考えております。

議員のほうのお考えがもしあれば、お聞かせ願いたいと思っています。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） そうですね、スポーツを行う団体、それから小中学校の部活動、誰のためにやっているか、誰のものの運動部なのかというふうに考えますと、往々にして監督の俺が決めるんだという状況は非常に多く感じるだろうと思います。

先日もある中学校の運動部で、監督先生のほうにちょっと意にそぐわない行動をしたというようなことから、約1カ月間、練習ではなく、1カ月弱だったんですが、毎日草取りということが行われていたこともございましたが、選手は、じゃ、草取りが部活動なのかというところはきちんと先生に聞いたほうがいいという話もしたところではあったんですが、そういった、どういう活動のレベルに合わせたものかというのを研究して、しかも、それを先ほど言いました選抜チームというチームの選手が各地域スポーツ団体、それから学校の部活動に戻ったときに、こういうものが目標設定で、こういうものが技術、体力、それから当然、コンセンレーションとかチームワーク、こういうものが必要なんだということをちゃんと指導者もそうですが、アカデミーに来た選手が自分のチームに帰ったときに、そういうことが広められる、そういうシステムを持ったアカデミー方式というものが私は必要なんだろうというふうなことを思っております。

先ほど言いましたように、決してその強化が目

的ということではないというふうなことは申し上げたところでございますが、(2)の再質問というところでございますが、先ほど、今年度策定予定のスポーツ推進基本計画で、栃木国体に向けた技術力向上の具体的な施策の位置づけをするというようなことがありましたが、もしその具体的な内容がわかるようでしたら、ご説明いただければと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 先ほどの答弁で申し上げましたが、2022年に国体が開催されるということもありますので、そういった部分も6年後に控えているということもあるものですから、今回策定中の計画の中では、各競技団体、そういったところと連携を図りながら、それぞれ各団体の考えていること、そういったものも要望なり意見交換の中で引き出させていただいて、そのいわゆる環境をどういうふうに整備したらいいであるとか、または指導者の講習はこういふふうにしたほうがいいとか、そういった側面的な部分も検討しながら、競技力向上に向けて1つの計画にまとめ上げられればということで今考えていますので、具体的なものはこれから調整になると思います。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 競技力向上に向けての具体的なところは、まだこれからというふうなことのようでございますが、私が申し上げているアカデミー方式というのは、決して国体に向けての強化と同じということではございませんで、そういう国体があるから、何があるからという一過性のことではなくて、恒常的に子どもたちのスポーツ活動を支援できるような、そういったシステムをということで、アカデミー方式を導入しないかと

いうようなことを申し上げているところでございます。

そうした中で、先ほどアカデミー方式については、多少研究する余地があるというような答弁があったように思いましたので、(4)について、最後の質問をしていきたいと思いますが、まず、指導者の確保に課題があるというようなことでお話があったかと思うんですが、先ほど冒頭にそのアカデミーのシステムの中で、小中学校あるいは地元の高校の先生方を主体とした、そういう先生方に指導者としてお願いすることはできないかというようなお話をさせていただいたところでございますが、現実的に先ほど実例として申し上げた、小中学校、それから高等学校、また市の社会体育指導員、そういったものでアカデミーの指導者というものが構成できないかということについて、困難なことがあるのかもしれませんが、実はそのアカデミー方式を採用しているほかの地域では、そういったことをやっているというところもあるものですから、本市でもそういったことができないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 指導者の確保というのは、我々も大いに関心のあるところでありますが、議員ご承知かと思えます、全国的に中学の部活動につきましても、指導者、いわゆる学生時代にその競技に携わったことのない者が教員となって、ある競技の部活動の顧問をしなければならないということが全国各地でも話題となって、専門的な指導者をつけなければならないんじゃないかということが今、大きな問題になっているわけですが、現実には、やはりそういうことが本市においてもないわけではないというふうに思っています。

やはりだんだん、その競技を経験したことがない先生もふえてきている、それから、男女の構成もいろいろ出てくる、また、教員ですので、当然異動も絡んでくるというふうになると、なかなかある一定期間、安定した指導体制がとれるかというところも、十分研究していかなければならないんだろうなというふうに思います。

ですので、これにつきましては、単に学校とかわゆるジャンルに分けるのではなくて、トータルとしてどういう体制でいければ、長期にわたって一貫したかわりを持つ指導体制ができるかといったことも含めて、研究していく必要があるんじゃないのかなというふうに思っています。

また、先ほど申し上げましたように、現状の課題についても当然解決をしていかなければ、議員が提案されますアカデミー方式についても、やはりスムーズにいかない部分もあるんだろうなというふうに思いますので、このことについては、一度、先ほど申しましたように、子どもたちのスポーツ活動に携わる方々がテーブルを一つにして、現状の課題は何なんだと、これを解決するにはどういうふうなことが考えられるかといったことをきちんと整理をしていく必要がまずあるんじゃないのかなと。

だから、議員おっしゃっているようなものも、最終的には私たちが考えているものと最後のところではうまく重なってくるなというふうには、お聞きして思っています。ただ、アプローチの仕方はいろいろあるというふうなところかなというふうに思っておりますので、今後、研究を十分させていきたいというふうに思います。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） その指導者の確保についてでございますが、当地域でスポーツの一番最高学府といいますか、一番やっているのが、実は高

校でございます。よその地域ですと、例えば大学ですとか、実業団ですとか、もちろん新潟のようにプロを抱えている、そういったアカデミーというものももちろんあるんだろうと思いますが、当地域で一番最高の競技団体としてあるのは、高校の運動部ということになりますので、高校の運動部の先生、そして中学校の専門の先生、また小学校でそれにかかわる先生方というものを、そういったペアといいますか、そういうふうなことをお願いして、専門性のある指導ができればなど。

やはり一番、中学校、小学校で大変なのは、自分がやったことのない競技の顧問にされると。確かにそれが大変だろうし、先生方も大変だという話は私も聞きますので、それをアカデミーで、1カ所でそういうことで専門にやってきた先生方に指導していただいた、その選手が地元のチームに帰る、地元といいますか、スポーツ少年団なり、自分の学校の部活動なりに帰るというようなことで、そういった子がそのチームを引っ張っていき、しかも、アカデミーのそういった選手の育成、人間としての育成というものも、そういったところから指導者の負担が減る、各学校もしくはスポーツ少年団等の負担が減るというようなことも考えられるといいますか、そういうふうな目的を持って、スポーツアカデミーを運営されているところもございます。

確かに現状のまま、中には、ある高校の先生が中学校の先生と小学校の指導者と一緒になって月に1回練習会をやったりとかというのが、幾つかの運動部で実はあったりはするんですが、そういったものを見ている限りでは、実はそんなに難しいことではないんじゃないのかなというような印象を私だけが持っているというところなんだろうと思います。なので、早急に検討されるのであれば、そうした先生方の意見を十分に聞いてやれば、

場所と時間があれば、恐らくそんなに難しいことではないというふうに考えております。

それともう一つ、先ほどアカデミー方式をとるには、スポーツ施設の整備、施設面の整備がまた課題であるというお話をされたんだろうと思いますが、本市では、先ほどスポーツ施設整備計画ということでお話もあったところでございます。5年以内に相当整備が進むだろうというふうに考えられるところでございますし、また、廃校の跡地といったものもございますので、アカデミー方式を開設するその施設としては、どちらかという、地域的には適した地域だろうというふうに私は考えますが、その設備としての課題というのは、一体どういうところなのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 施設・設備の課題ということでございますが、やはりどのような競技、どれだけのボリュームのある競技が今後活動されるのか。例えば同じ競技に集中してしまうと、同じコートであっても足りなくなってしまう。例えばバスケットを数十チームができてしまったら、やはりバスケットコートは足りなくなるというのももちろんあると思いますので、そういった実際に必要となる競技のボリュームであるとか、それに合わせてやはり施設整備というのも必要になってくると思いますので、実際の動きというんですか、そういったものを十分把握した上での施設整備というのは検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 冒頭のスポーツアカデミー方式というものの説明の中で、まず、選抜チームといわれるものの活動は大体月1回、これは、実はある選抜チームの活動をされている他の県の

状況は、大体月1回ということでございます。

また、その普及活動といいますか、ビギナーを集めているいろいろなイベントをやったりとかというのを、大体2カ月に1回ぐらいですので、1年で6回ぐらいということでございますので、その活動の内容、ただし、先ほど言いました、1学年で200人ずつになるので、そういったところで、どのコートで、どの場所で、どの学年がというふうなことは、はめていくと多少そういった問題は起きるのかなというところではありますが、本市の拠点化を図った幾つかの施設を見れば、10種類の競技についてということであれば、そんなに施設の問題は出ないのではないかなというふうに感じるところでございます。

そういうことで、実現に向けてということをお願いをしたいところでございますが、先ほど県の中体連というようなお話もありましたから、栃木県の例えば高体連、それから中体連というところで、それぞれの技術専門部というものがありまして、指導者の育成・強化などを目指しておりますが、その中体連、高体連の競技専門部でも、なかなか底辺の拡大ということに対しては、苦慮しているところであろうと思います。

実際に、あの高校野球でさえも合同チームができたりですとか、本市でも中学校のソフトボール、先ほどソフトボールは地域として強化指定されているということになっておりますが、実際には10中学校のうちの半分、5チームということになっておりまして、これは2つの学校が合同で1つのチームにしているというところもありますし、そういった中で、底辺の拡大、スポーツ人口の増大というところまでは、なかなかいっていないというようなことでございます。

栃木県の高校野球連盟が90周年のときに、100周年までに全国制覇ができるチームを出そうとい

うふうな取り組みを、ことし98回だったわけですが、ここ8年間やってきまして、皆さんご存じのとおり作新学院がことしの夏、甲子園で優勝、県全体で歓喜にあふれたというのは、皆さん記憶に新しいところだろうと思いますが、これはやはり作新学院も頑張ったのはわかるんですが、そうした高校野球連盟の全体的な取り組みというところもあったということをお話しをさせていただいて、また、8月の全員協議会での市長のご挨拶でも、本市の小中学校のスポーツの活躍に触れまして、スポーツが盛んであることは、人や地域、そして経済が元気であることを示すバロメーターであるというふうなこともおっしゃられました。

しかしながら、先ほど言いましたように、一方では技術力の高いところに毎週のようにバスをチャーターして遠征を繰り返している。そのため、その保護者の経済的な負担が増加して、その後続く選手がなかなかできなくなった。先ほど言いましたように、合同チームをつくらないと大会に参加できないといったようなことが起きているというのは、事実なんだろうというふうに思います。

私は、1980年の栃の葉国体に選手として出場いたしました。そのときの印象としましては、この黒磯地区にも多くの優れた指導者がおりまして、それから、今の黒磯の運動公園ですとか、施設の整備も物すごく進んだというような印象を持っておりますが、なかなかそれ以降、スポーツが発展しているというふうを感じる機会がちょっと少ないというふうに感じておるわけでございます。

栃木県の2022年の国体に向けての強化というのは、もちろん大事なところだろうというふうには思いますが、一過性のそうした強化策ではなくて、恒常的なスポーツの振興を図るために、また、先ほど言いましたように、競技スポーツ、レクリエ

ーションスポーツ、レジャースポーツと、きちんとその意義に合ったスポーツ振興策というものをスポーツ推進基本計画の中にきちんと入れてもらって、その中で競技力の向上であったりとか、レジャースポーツの普及であったりとかというものについても、アカデミー方式というものをとって、その場でいろいろ研究をして、その場で市民に発信していく、そうした場を1カ所のテーブルで、しかも、指導者講習会を文化会館ですとかいろいろな体育施設でやっておりますが、そういうところではなくて、グラウンドもしくは体育館の中で、実際に現場にその選手がいるところで、そうした指導者講習会であったりとか、全て技術講習会であったりとか、強化講習会であったりとかというものをやっていくような、そうしたものがスポーツアカデミー方式というふうなものでございますので、もし今後、スポーツアカデミー方式というものを研究されるというふうなお考えがあるようであれば、研究のためにスポーツアカデミーを開設するというふうなお考えにはならないでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 目の前に東京オリンピック・パラリンピック、あるいはその2年後に栃木県の国体ということがありますので、流れとしては今、どちらかというと、その競技者をどう育てるかというところに傾きつつある傾向にありますが、議員もおっしゃっているとおり、もっと長い目で見て、競技者を育てていくという視点はとても大切なことだろうというふうに思っております。

ですので、今、各競技団体も選手育成に大分動いてきていたりしますし、県におきましても、スポーツ振興の政策もまとめてきております。私もその県のスポーツ審議会の委員の一人になってお

りますので、最終的に、さまざまな施策は子ども1人のところに来るわけですので、県が進めるそういう施策、それから、市もそれと連携を図りながら、最終的には子どもたちの能力をさらに伸ばしていける、そういったものになっていくことが大事だろうと思いますので、そういう行政側の、県も市も考えている施策、それから各競技団体が考えているもの、そういったものを一度整理をしながら、どういうふうなものが一番子どもたちにとって、議員おっしゃるとおり、長い目で見て、一過性のものじゃなくて、長い目で見たときに子どもたちにとっていいもの、どうあるべきかということは大いに研究する必要があると思いますし、おっしゃっているスポーツアカデミーにつきましても、私は、子どもではなくて、指導者を育成するためのアカデミーというものを考えていくことも必要なのではないかなというふうに思っています。

やはり指導者の質を上げていくことによって、さまざまな課題が解決される部分も少なからずあるのではないのかなと思いますので、今後、国も含めて、さまざまなスポーツ振興施策が出てきますので、それらを一度整理して、連携をすべきところは連携をしながら、あるいは、市がこのところはかかわらなければならないというのはどこかということもしっかり見据えた上で、今後のあり方について研究して、できるところから進めていくというふうにしていければというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） 私事で恐縮でございますが、私は、現在、小学校4年生から中学校3年生まで所属している、野球のクラブチームを主宰してやっております。現在57名で活動をしておりますが、小学生につきましては、地元でずっとリー

グ戦をやると、一切外には出ないということで、2時間の練習を週2回とリーグ戦を1回と。それから、今度は中学3年生につきましては、これはうちのトップチームでございますので、関東大会並びに関甲信の大会、そして、この後は全国大会というふうなことでいくわけでございますが、それもやはり選抜チームの全国大会でございますので、もちろんその大会自体のレベルも高いですが、現在、プロ野球選手として活躍している選手らが中学生のときに何人も試合をやっております。そういったところで選手が試合を試みるというのは、非常に勉強になるといいますか、経験としては非常にいいんだろうというふうに私は思っております。

実際に、例えば関西ですとか九州のほうのチームと試合をやりますと、中学生でさえ、相当口が悪いです。相手ベンチといいますか、監督をしている私までやじってきます、中学生が。でも、そういうのは、そうした文化として野球を九州のほうはやっているというようなことで、九州のチームとやると大体そういうことで、選手は大体途中でかっかかっかきて、かっかするなどと言っても、どうしてもやられてしまう。しかし、試合が終わって、その後、お昼ご飯とかお弁当を食べるなんていうふうなことになったときには、九州のチームの子らがみんな集まってきて、写真を撮ろうぜというようなことで、試合が終わってしまえば本当に普通の中学生ということで、どこへ行ってもそんなに変わらないんだなというふうないつも感じるところでございますが、地元でそうしたきちんとしたことをまずやっていって、最後にそういうトップチームとしては、できるだけ高いステージでの試合を経験させたいというようなことでやっております。小学生については、ほぼ9割方、中学校に進学してからは野球を続けます。中学生

については、ほぼ高校に行って、恐らく99%ぐらい野球を続けます。

そういう方法論もあるだろうというふうに思いますので、ぜひスポーツアカデミー方式というものを研究していただいて、ぜひそうした方式を導入して行っていただきたいというふうに思います。

幾つかの市で、スポーツアカデミー方式というものを採用して運営されているところがございますので、もし皆さん、視察ということで行かれるのであれば、ぜひ私のほうで同行して、一緒に行ってきたというふうに思いますので、ぜひご検討をいただけますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、3番、相馬剛議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 星 宏 子 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 皆さん、こんにちは。

公明クラブ、2番、星宏子です。通告に従い、一般質問を始めます。

1、もみじ谷大吊橋への誘客推進について。

平成11年4月にオープンしたもみじ谷大吊橋は、塩原温泉の代表的な観光スポットであり、四季折々の美しい景色を楽しめるのも魅力の一つです。

平成25年4月に「恋人の聖地」として選定されたことにより、減少傾向にあった観光客もカップルや若い年齢層が増加しました。また、本年3月1日に開催された「恋人の聖地第2回観光交流大賞2016」の授賞式で、もみじ谷大吊橋が選ばれ受賞しました。

大吊橋を渡った対岸の広場には、「恋人の聖地シンボルモニュメント」として、雄と雌のクマタ

カの像が設置されていますが、何度でも訪れたいくなる景色をつくるため、ハナモモの植栽を実施して、さらなる誘客を目指しています。

本市における観光誘客にとって、大吊橋は重要な素材であることから、以下についてお伺いいたします。

(1)冬場の観光客増加のためのイベントの実施についてお伺いします。

(2)恋人の聖地の婚姻届を作成し、記念品を贈呈するなど、人生の記念日を彩る取り組みについてお伺いします。

(3)対岸に子どもが遊べる施設をつくってはどうかお伺いします。

(4)観光客から利用料金が低いとの声があるが、料金の見直しの考えはあるかお伺いします。

(5)ハンターマウンテン塩原が「恋人の聖地サテライト」に認定されましたが、もみじ谷大吊橋と連携した「恋人の聖地」塩原として、観光誘客への展望と今後の課題についてお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星宏子議員のもみじ谷大吊橋への誘客推進について、5点質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)のもみじ谷大吊橋の冬場の観光客増加のためのイベントの実施についてお答えをいたします。

一般的に、冬季間は屋外観光施設利用は厳しいものがございますが、もみじ谷大吊橋の指定管理者であるたかはら森林組合では、自主事業としてクリスマス、お正月、バレンタインデーなどに合わせてイベントを行うなどして、利用増を図っているところでございます。

次に、(2)の恋人の聖地の婚姻届を作成し、記念

品を贈呈するなど、人生の記念日を彩る取り組みについてお答えをいたします。

「恋人の聖地」は、NPO法人地域活性化支援センターが2006年から全国の観光地域の中から、魅力的なスポットを「恋人の聖地」として認定し、地域の新たな魅力づくりと情報発信を行っているプロジェクトでございます。

塩原温泉観光協会がもみじ谷大吊橋でフラワーウェディング、グリーンウェディングを開催していたことから、平成25年に塩原温泉観光協会が「恋人の聖地」として申請し、認定を受けたものであります。

本市においては、「恋人の聖地」に関連した独自の婚姻届用紙を作成する予定はございませんが、もみじ谷大吊橋の指定管理者であるたかはら森林組合及びNPO法人地域活性化支援センター事務局と連携し、大吊橋を訪れた恋人たちに「恋人証明書」を渡すことを現在、検討しているところでございます。

次に、(3)の対岸に子どもが遊べる施設をつくってはどうかについてお答えをいたします。

対岸の施設敷地は、国及び栃木県から貸し付けを受けていることから、設置に当たってはさまざまな条件がございますので、今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に、(4)の観光客から利用料金が高いとの声があるが、料金の見直しの考えはあるかについてお答えをいたします。

利用料金については、原価計算に基づき設定をしております。現在の料金については適正であると考えております。

最後に、(5)の「恋人の聖地」塩原としての観光誘客への展望と今後の課題についてお答えをいたします。

(2)の質問でお答えをいたしましたとおり、「恋

人の聖地」関連事業は、塩原温泉観光協会が担っております。塩原温泉観光協会では、塩原温泉の入り口でもありますもみじ谷大吊橋と最奥にハンターマウンテン塩原という位置関係から、その中間にある塩原温泉でデートにおすすめの場所や縁結びなどに関連する場所を結びつけることによって、地域一帯を聖地化することも十分可能であるとともに、期待の持てるものだと考えております。

また、課題といたしましては、「恋人の聖地」は、全国に140カ所あり、県内では那須高原展望台、足利織姫神社が認定されていることから、もみじ谷大吊橋に来ていただくための魅力づくりが課題であると聞き及んでおります。

塩原温泉観光協会では、目立つような大きなイベントを開催すればいいというものではなく、恋人たちがいつ訪れても、来てよかったという印象を与え、実際に訪れてもらえるかが重要であることから、今後、その方法を検討していきたいと考えているところでございます。

答弁といたします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、順次、再質問させていただきます。

(1)と(2)は関連しておりますので、一括して再質問させていただきます。

まず、もみじ谷大吊橋なのですが、平成11年4月にオープンしまして、平成23年9月には延べ利用者数500万人を達成しました。その後、5年間の年間利用者数の推移をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） もみじ谷大吊橋の管理に関することにつきましては、塩原支所で所管しておりますので、私のほうからお答えをさせていただければと思います。

ご質問の年間利用者数の推移でございますが、平成23年度が14万2,057人でございます。平成24年度が16万9,006人でございます。平成25年度が16万6,019人でございます。平成26年度が17万7,112人、平成27年度が18万697人となっております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 年々、23年度から27年度まで、少しずつ回復傾向にあるということがこの数字でわかりました。

さらにお聞きしたいのですが、次に、トップシーズンと冬季期間の利用者数をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） トップシーズンと冬季期間の利用者数とのご質問でございますが、平成27年度の数字になりますが、11月が最も多く、3万7,884人、次が10月で3万4,381人でございます。それから、12月になりますと、5,709人、1月では4,634人、2月では2,914人となっております。傾向としては、毎年度同じような傾向にあるというような状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

やはり10月、11月というのは紅葉シーズンで、すぐく見ごろを迎えるために観光客数も多くなっているのかと思うんですが、1月、2月に関しては、かなり激減しているということがよくわかりました。

次にお聞きしたいのですが、冬季期間は利用者数が減るということも、先ほどお答えいただいたとおりだったんですけども、「恋人の聖地」として位置づけた場合に、恋人たちの盛り上がるイベントといえば、むしろ冬場になるかと思えます。

たかはら森林組合でイベントを実施していると

いうことで、先ほど市長からの答弁をいただきましたが、例えば、対岸をイルミネーションで飾って、ちょっとロマンチックな雰囲気をつくってみたりとか、または橋をライトアップ、というのは晩翠橋なんかは、冬場にライトアップ、下から照らして浮き上がるような形でやっていたかと思いますが、そういったものを大橋でやってみるとか、または、これは門前地区のほうで去年からやり始めたかと思うんですが、竹取物語、竹を切って、竹灯籠をつくって、お二人で作成をしてもらったのを飾るようなものをしたりとか、そういった何か恋人同士でも、家族でも盛り上がるようなことで市でもできることを仕掛けられないかどうか、また、クリスマスとかバレンタインとか、最も盛り上がる時期に花火を打ち上げてみるとか、ちょっとグレードアップしたイベントをやるための、そういった取り組みを考えられないかどうかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 対岸に渡っていただくためのご提案かと思いますが、ご提案のイベントが時間的に暗くなってきてからということかと思えます。現在、つり橋につきましては、非常用の照明しかついていないということがございますので、安全に橋を渡っていただくということになりますと、そちらの安全対策の検討が必要になってくるのかなという考えを持っております。

それと、補助金でございますか、そのイベントに対する補助金の考え方でございますけれども、(1)の中でお答えをさせていただいておりますように、指定管理者であるたかはら森林組合のほうで自主事業を現在行っているところでございます。

このようなご提案の内容ができるかどうかということで、今後、指定管理者のほうと協議してい

きたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひ協議をしていただきまして、この冬場の、2月が一番少ないですけども、2,900人ということで、ここを本当に盛り上がるような形で何かできたらと思いますので、ぜひ前向きに協議をしていただければと思います。

続きまして、恋人証明ということで先ほどご答弁をいただいたんですけども、こちらの恋人証明というのはどのようなものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 恋人証明ということでございますけれども、こちらは、NPO地域活性化支援センターが作成しております、「恋人の聖地」の限定オフィシャルグッズでございます。

幅が16.5cm、高さは23.8cmということで、B5サイズより少し小ぶりになる、このぐらいの大きさになりますけれども、その4ページ立てでございます。

表紙が「恋人の聖地 恋人証明書」というタイトルがついてございまして、見開きの2ページ目に、その恋人であるお二人の名前をそれぞれ記入する欄がございます。

その下に、「恋人の宣言をここでしました。2人の愛が確かなものとなったことをここに証明します。心よりお二人を祝福します。」という文面が入ったものでございます。

その下に、「恋人の聖地 塩原温泉もみじ谷大吊橋」という名称が入りまして、その下にシリアルナンバーが入ります。ここで何人目だということでございます。

その下に、証明する方として、「恋人の聖地」

の選定委員である、ブライダルデザイナーの桂由美氏と華道家であります假屋崎省吾氏のお名前が入ったものがございます。

次の3ページには、選定委員のメッセージが入ったものということで、こちらを今検討しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

そういった恋人証明書というものの発行を今、検討しているということでしたが、そのほかに森林の駅で実施しております、「恋人の聖地」に係した取り組みはどういったものがあるか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 関連した取り組みというご質問でございますけれども、1つとして、「愛結び」というものを販売しております。

これはどういうものかといいますと、カツラの木というのがあるそうでございます。こちらの葉っぱがこのようなハート形をした葉っぱということで、カップルにはちょうどいいということで、こちらの木を、幹になりますか、枝になりますか、その樹齢によるんですけども、このぐらいの輪切りにしたものに穴をあけてひもを結んで、そこにお二人で名前を書きいただきまして、対岸にあります、先ほど議員が質問でありましたように、クマタカのつがいの木像の周辺に柵がございまして、そこにつるしてもらって、永久に結ばれるという、何かそんなように引用しているというふうに聞いていますのでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

その「愛結び」をやることによりまして、どの

くらい集客があったかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） こちらの「愛結び」で
ございますけれども、平成27年5月からことしの
28年3月までの販売でございますけれども、435
個販売してございます。これらより利用者が伸び
たかという検証をしているわけではありません
が、つり橋のほうに電話・メールによる「恋人の
聖地」についての問い合わせも多いこと、また、
利用者が平成26年度より伸びていることから、こ
れらの取り組みも効果があったのではないかと
いうふうに考えているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

そういった取り組みによりましてふえたことだ
と思いますという答弁をいただいたんですが、そ
こにプラス、その恋人の証明書というものができ
たときに、さらにその反響が大きくなることを願
います。

また、恋人といえますと、ちょっとやはり若い
方のカップルなのかなというイメージがあるんで
すけれども、例えば金婚式とか銀婚式などという
ような、結婚記念日といえますか、そういうとき
にも、ちょっと華やかに彩れるような、そういっ
た形での恋人証明書というものはどうでしょうか。
そういった形での取り組みといえますか、できる
かどうかということでお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） ご提案の金婚式、銀婚
式で使えないかというお話でございますけれども、
先ほど言いましたように、オフィシャルグッズと
いうことで、版權が向こうにございます。そこを
恋人から結婚証明というんでしょうか、そんなよ

うなのに変えることができるかどうかというのは、
ちょっと確認はしてございませませんが、それにか
わるものということでの使い方ということでは、今
後検討していきたいというふうに考えているとこ
ろでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひ検討していただいて、
若いカップルだけではなくて、本当に結婚記念日
にも使えるようなものを検討していただければと
思います。

また、たかはら森林組合さんでも、積極的にそ
ういったイベントとか「愛結び」などを考えて、
また自主事業を行って、誘客に努めていらっしや
るということもわかりました。

その結果、利用者の増加にもつながっております
が、もみじ谷大吊橋は、指定管理者に対する指
導を市はどのように行っているかお伺いします。
というのは、指定管理者制度で運営するメリット
としては、経費削減というものが挙げられるんで
すけれども、経費を削減することによりまして、
こういった努力とかが、もうちょっと努力したい
んだけれどもできないとか、また、魅力を発信し
続けていたのが、経費削減によりまして発信する
ことができなくなった、魅力がなくなってしまっ
たということになってしまっただけでは、利用者
が減ってしまうことにもつながってしまうので、
それは本末転倒になってしまうと考えることから、
お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 指定管理者に対する指
導ということでございますけれども、これは、も
みじ谷大吊橋に限定をしてお話をさせていただきます
けれども、職員による施設巡回、また指定管
理者に月報、年報、年間の実績報告の提出を求め

ております。

来場者の低下が見られるような場合や施設のふぐあい、また利用者からの苦情等が発生した場合には、指定管理者と随時協議し、改善を図るよう指導しておるところでございます。

特に、もみじ谷大吊橋につきましては、自主イベントをかなり開催してございます。そういった自主イベントを開催する場合には、その都度、協議をいたしまして、集客が図れるような効果的なPRになっているかどうかということで、助言・指導をしているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 指定管理者が経営している、あくまでもその施設というのは那須塩原市の公の施設であります。また、施設の目的によっては、利用増が図られない施設もあるとは思いますが、こういった大吊橋のような観光を目的としたものによりましては、やはり利用増が図られると思いますので、公のこういった施設の利用に関しては、責任は市が持つという思いが必要であると思いますので、ぜひこういった公共施設に関しましては、統一した指定管理者制度の運営マニュアルなどを作成して、市全体の施設の利用増が図られるように強く要望しまして、(1)と(2)の再質問を終了させていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、(3)と(4)も関連しますので、一括で再質問させていただきます。

対岸に子どもが遊べる施設をつくってはどうかと提案させていただきましたのは、対岸に行く目的をつくるために提案させていただきました。目的をつくるなら、ドッグランということも考えられるのですが、今のところ、せっかく料金を払って橋を渡っても、やはり物足りなさを感じてしまうのも現状、あるかと思えます。公園をつくるというと、かなりハードルが高いのかなとは思いますが、例えばイベント会社などでやっている、ふわふわの空気を入れた大きな遊具といいですか、千本松とかでもよく見かけるようなものなんです、そういった大きな遊具をレンタルして、例えばゴールデンウィークとか夏休み限定で置いて、橋を渡ってみようかなと、あっちに何かやっているよねと思わせるための心理作戦として言いました。

例えば、大人は子どものお願いにも弱いものなんです、そこでネックになるのが、やはり橋を渡るときの利用料金になると思います。利用料金は適正料金であるとの答弁はいただきましたが、他市町にあるつり橋の利用料金というのは、例えば幾らになるかということをおわかりになりましたら、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 他市町にあるつり橋の料金ということでございますけれども、余り類似施設がないものですから、他市町というか、他県になります。茨城県にあります竜神大吊橋というのがございます。こちらが大人310円、小中学生が210円となっております。それと、2015年12月に静岡県の三島市に開業しました、現在日本一長いつり橋でございます。通称三島スカイウオーク

というつり橋でございますけれども、こちらは民間が経営している関係もでございますけれども、大人が1,000円、中学生が500円、小学生が200円となっております。

ちなみに、もみじ谷につきましては、現在、大人が300円、小中学生が200円というような料金設定でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

公営でやっている場合には、大体300円ぐらいということで、それほど差がないということがわかりました。

そこで、もう一度お伺いしたいのですが、例えば、橋の利用料金というものを無料にして、対岸でお金を使っただけのようなことが考えられるのか、もしくは、利用料金を値下げして薄利多売方式といいますか、そこで渡ってみようかなと、向こうに渡ろうという人をふやすのか、渡る利用者数をふやすのか、または、きのうの指定管理者の質問もありましたが、指定管理者の利用料金制度を導入して、管理者のインセンティブを上げる、そういったことも考えられるのかなと思います。

利用者数の増加を、利用者数といいますのは、要は橋を渡ってくださる方ですね、それをどうふやすのかということを考えてときに、料金設定というのは今後見直す必要があると思います。また、対岸で楽しめるものが、向こうに行くとかあるね、楽しいねと言われるものがあると、さらに利用者数も増加できると思いますが、しつこいようなんですけれども、再度お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 料金につきましては、先ほど適正な料金であるという答弁をさせていただきました。もみじ谷を含めまして、他のつり橋、

先ほど言いました竜神大橋である、三島スカイウオークであるということのつり橋のうたい文句が、四季折々の雄大なパノラマを見渡すことができるということが、つり橋の一つの目玉というふうになってございます。強みと申しますか、そのようなことでの渡橋料、渡っていただく料金というふうに考えているところでございます。

ですから、今後、どのようにリピーターをふやしていけるのかと、検討していけるのかというのが重要であるのかなという認識はしているところでございます。

それと、③で指定管理者の利用料金制度というお話でございますけれども、これにつきましては、昨日の佐藤一則議員の市政一般質問の中でお答えをしておりますように、現在検討している状況であるということでございますので、こちらについては、ご理解をいただければと思います。

そのような中で、他の施設がどんな取り組みをしているのかということでございますけれども、竜神大吊橋のほうに今後の利用増の取り組みを尋ねたところ、やはり竜神大吊橋のほうでも、橋単体での集客にも限界があるというようなことから、周辺の観光地であるとか、施設であるとか、そんなところとの連携を図りながら、集客を伸ばしていきたいというようなお話も聞いたことがございます。

そんなようなことから、今後、指定管理者であるたかはら森林組合及び観光関係者と協議しながら、利用増に努めていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひ、やはり渡るだけでは、どうしても橋単体では限界があるという答弁をいただきました。

次に来る楽しみ、もちろん四季折々を楽しむというのは、その時期その時期、5月は新緑が美しいですし、また夏は緑が美しい、秋は秋で紅葉も美しいです。そういった四季折々を楽しむのも、本当にいいことなんですけれども、またそこにプラスチックがある、さらに利用していただけるのではないかと思います。そこをどうしたらいいのか、もう一步踏み込んだ検討をしていただければ、また、1人でも多く橋を渡りやすく、また橋を渡って楽しかったなと思いに残るような仕掛けができたらと思います。

また、もみじ谷はオープンから17年経過いたしました、今まで、17年たつと多少壊れてきたりとか、鉄のところ錆びたりとかあるかと思うんですが、そういったときに、どのような修繕を行ってきたか、その財源はどうしたのかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（印南良夫） 修繕についてのご質問でございますが、主な修繕といたしましては、平成21年度に、主塔といって一番高く立っているところ、その塗装工事、塗りかえ工事を実施してございます。こちらの金額につきましては、855万7,500円というような工事代金でございます。

平成25年度は、つり橋を渡るために若干、両側ともスロープになってございます。そこに転落防止用の柵がございましたけれども、そこが腐食により危険性があるということで、そちらのほうを修繕させていただきました。こちらが294万9,450円というような金額でございます。

平成27年度でございますけれども、つり橋を渡るときに手すり状のところがあるかと思います、高欄という部分なんですけれども、こちらのほう

の塗装が傷んできたということで、塗装の塗りかえ工事ということでございます。こちらの工事費につきましては、2,621万1,600円というような金額でございます。

財源につきましては、議員ご承知のように、つり橋整備基金というのがございます。それと、それに即する部分につきましては、施設の使用料を充当したということでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

もみじ谷大吊橋の年間の維持管理費、また施設単体での収入額を教えてください。

○議長（中村芳隆議員） 星宏子議員に申し上げます。

もう(1)、(2)の質問が終わって、(3)、(4)で今進んでいる中で、そういったものを踏まえながら再質問をお願いできればと思っておりますので、通告の範囲で質問をしていただくようお願いを申し上げます。

2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、塩原温泉エリアというのは多くのつり橋がありますが、もみじ谷大吊橋は、市の観光施設の中で重要な施設でもあると思います。また、シンボルだと私は考えています。

こういった施設というのは、大切に使い続けることがとても大事だと思いますし、次世代に価値ある資産として継承していくことが重要なことであると思いますので、しっかり基金なんかも利用しながら、また利用増を図りながら、長寿命化を図っていただきながら、大切にそちらのほうを観光資源として継承していただくことを要望しまして、次、(5)の再質問に移らせていただきます。

(5)につきましては、「恋人の聖地サテライト」に認定されまして、答弁では地域一帯を聖地化することの可能性、また来訪のための魅力づくりが課題であるという答弁をいただきましたが、今後、市及び観光局として具体的な取り組みについての考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 地域全体の、さらに今後の観光振興の方策ということでございますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

もみじ谷大吊橋につきましては、320mの長さを誇るつり橋ということで、当時は無補剛式のつり橋では日本一というようなものでございました。今、議員から数々ご質問をいただいた中で答弁申し上げましたように、いろいろなことをやってきて、さらに現在、平成27年度からハナモモの植栽なんかも始まりまして、今年度も時期が関係しますが、今年度中にはさらにつり橋のほうから見て右手、川でいきまして右岸側に、またハナモモの植栽等、予定をしているというようなところでございます。

ちなみに、ハナモモの花言葉というのを見ましたら、これがまた「恋人の聖地」にふさわしく、「あなたに夢中」とか、何か私が言うと若干違和感がありますが、「恋のとりこ」とか、そんな意味もあるようでございます。

さらに、あそこにはクマタカというのが生息しておりまして、一般に一度夫婦になると、生涯連れ添うというようなお話もございます。

そういったものを合わせまして、ハナモモは、つり橋に限らず、温泉街等のほうにも植栽をしていくというような予定もしておりますので、そういったつながりで温泉街のほうにお客様を呼び込みたいと。

ただ、先ほどお話しいただきましたが、恋人を若い恋人というようなくくりでいきますと、現在の塩原温泉としては新たな客層なのかなと。それをもう少し広げて、金婚式、銀婚式、それから結婚記念日というふうになると、また使い方は変わってくるので、その辺は幅広く考えさせていただくようになるかと思えます。

また、温泉街一帯を恋人の聖地化というような若いターゲットで絞ると、また少し、今まで塩原、板室も同じようなコンセプトでやっています、古きよき温泉街の情緒をどうやって引き立てるかというところの調和なんかもあるかと思えます。その辺につきましても、地元の観光関係者等と十分協議しながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ハナモモの植栽ということで、植栽をする場所を右手、右岸側に予定しているということなのですが、私も渡って見てきましたけれども、そここのところに例えばこれからハナモモを植えるのであれば、それをキャンバスと見立てて、ハナモモは、たしかピンクと白と、あと同じピンクと白が混合しているタイプと3種類あったかと思うんですが、ピンクの色のをハートの形に植栽して、その周りを白のハナモモで植栽して、要は1つのキャンバスみたいな形にして、そのハートの形はきれいには、どうしても山の形がありますので難しいとは思いますが、そういうふうな形での植栽というのも、これから植えるのであれば可能なのかなと思ったんですが、そうすることで、例えば10年、15年、ハナモモが見ごろになるのはそのくらい期間がかかったと思いますけれども、そこで写真を撮れる、山全体がハートで祝福をしてくれているふうにもとれますし、そういった楽しみ、次、15年後にはここにこ

んなきれいな光景ができるんだねということを楽しみに、また訪れることもできるんじゃないかと思えます。

また、クマタカのところに入って展望のところ、ちょっと風景が見える展望台みたいなものがあるんですが、その間のところに、例えばハートのオブジェの形をしたものをつくるか、またはラブブランコみたいなものを木材でつくってもいいと思うんですけども、そういうものも置いて、植栽が見ごろを迎えるまでの10年から15年の間は、そこで座っていただいて記念撮影をして、今度、15年後にはそのお花をバックにしてもう一度写真を撮れば、ダブルハートになるよねというような、そういったストーリー性のある楽しみ方もあるのではないかと思います。

また、ハンターマウンテンと塩原温泉のデートコースと大吊橋が地域一体化して、若いカップルの新しい客層を取り込めるのではないかという、明るい展望なんかも今、ご答弁をいただいたんですけども、例えばつり橋に来ていただくための課題の一つとして、電車で来る方もいらっしゃると思います。那須塩原駅でおりて、そこから足を運んでいただくための二次交通の問題、これは、ちょっとやはり不便さを感じるのではないかと思います。そこをどのように改善をしていくのかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 確かに議員おっしゃるとおり、現在の状況でいくと、人数的には少ないですが、これからターゲットが少し変わってくるとなると、さらに二次交通の重要性が増してくるであろうというふうに予想されます。

現状でいきますと、JRのバスの路線に入っております。大吊橋の入り口のところにバス停があ

って、塩原温泉のバスターミナルまではそちらのバスを利用していただけると。

ハンターマウンテンまでとなると、うまく連結するものは今のところはない。ただ、ハンターマウンテンの場合には、シャトルバスを走らせておりますので、そういったものとの連絡といいますか、連結といいますか、そういう利用は工夫できるのかなというようなことは考えられます。

さらに、もう少し歩踏み込んだという話になりますと、なかなか現段階ではお話し申し上げられるような手だてではないという状況でございます。

今後、植栽を今行っております地元の関係者、それから観光協会、ハンターマウンテンさんなんかとの協議が必要になるかなというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） やはりこれは塩原一帯の観光デートスポットとして、本当にハンターマウンテンは民間でやっていますので、民間の力というものもおかりしながら、また観光協会さんのアイデア、市としてのそういった手腕など、皆さんの力をかりながら、やはりそういった若い客層を取り込むための取り組みといいますか、二次交通ということも含めて協議をいただいて観光増になれば、これは本当に市にとってもすごい発展になりますので、ぜひ協議をしていただいて、ハンターマウンテンの送迎バスなんかもありますので、途中で大吊橋に寄っていただいたりとか、または温泉に立ち寄ることはできないか、そういったことも含めてご検討いただければと思います。

また、こういった官民一体となったサービスといった場合に、徹底したマーケティングというものが必要になるかと思いますが、今、何が必要とされているのか、まず、来ていただくためにはどうしたらいいのかという課題を分析したりとか、

改善したり、より観光客のニーズに応えられるものに、一層磨き上げが必要であると思いますけれども、官民一体となった誘客ということに関して、今、検討していただくというお答えをいただきましたが、こういったニーズ調査ですとか、課題の分析というのはどのように考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） ニーズ調査、マーケティングは、大変重要であるというふうに私どもも考えてございます。

昨日、櫻田議員の一般質問の中でも、DCというところで、これが非常に大きなチャンスだというお話をさせていただいておりますが、その中でやはり同じような課題が出てきて、どんなふうにやっていくか、マーケティング調査は必要でしょうと。既に、ドコモマーケットリサーチという、ドコモの携帯端末を利用したアンケート調査なんていうものを本市で実施しております。そういったものの分析等、今行っております。

今後、さらに精度を高めていくような方策を考えながら、その辺をあわせ、その結果に基づいてまた次にどんな手を打っていくか、どんなプロモーションを展開するかというようなものを観光局を中心に展開してまいるといような予定でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひ的確なマーケティングリサーチによります観光展開ができることを望みます。

大吊橋が「恋人の聖地」として人々から選ばれる、思い出に残るすばらしい施設になるべく、ますます磨きかかることを念願し、1の質問を終わりにします。

2、地域と学校の連携について。

子どもたちを取り巻く環境は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少、学校の抱える課題が複雑で多様化し、地域社会のつながりや支え合いも希薄化が進み、家庭も孤立するなど、さまざまな課題に直面しています。

文部科学省中央教育審議会において、これらの課題を克服するためには、教育の力が不可欠であるとししました。文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとした上で、次世代の学校・地域、両者一体となった取り組みを進めるとしました。

学校においては、「社会に開かれた教育課程」の実現や、「地域とともにある学校」への方向転換を、地域には、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し、子育てできる環境づくりを目指していくとの方針が出されています。

那須塩原市において、学校教育は、ALTの全校配置、ICTを利用した教育の推進、スクールソーシャルワーカーの導入など、全国においても先進的な取り組みをしてきましたが、今後の本市の取り組みとして、地域と学校の連携が重要になると考えることから、以下についてお伺いします。

(1)地域と学校の連携についての現状の課題と今後の市の方針についてお伺いします。

(2)地域における人材確保と人材育成についてお伺いします。

(3)教師を対象とした研修の実施予定はあるかお伺いします。

(4)学校の統廃合後の子どもたちの地域行事への参加と、地域と学校の連携についての本市の考えをお伺いします。

(5)多数のコミュニティーが存在する学校における「学校を核としたまちづくり」について、地域と学校の連携の課題や今後の展望をお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、2の地域と学校の連携についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

初めに、(1)の地域と学校の連携について、現状の課題と今後の市の方針と(2)の地域における人材確保と人材育成については、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

地域と学校の連携につきましては、子どもたちの教育やまちづくりに欠かすことのできない、大変重要なことであると考えております。これまでも多くの機会を捉えて連携を図ってまいりました。しかし、事業を進めるための組織が未整備であったり、地域全体の取り組みとならない事例もございました。また、地域と学校をつなぎ、調整するためのコーディネート役の人材の確保及び育成も十分ではなく、これらのことが課題と考えているところであります。

そこで、地域と学校の連携推進を図るために、文部科学省中央教育審議会が示した地域学校協働本部、これを参考に、これまでの連携事業を生かしながら、那須塩原版地域学校協働本部による事業展開を検討していきたいと、こう考えております。

また、地域と学校のつなぎ役である地域のコーディネーターの人材確保及び育成について取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、(3)の教師を対象とした研修の実施予定についてお答えをいたします。

各学校には、学校と地域が連携した教育活動を

展開することを目的に、必ず1人の地域連携教員が置かれております。その多くは、約1カ月間にわたる社会教育主事講習を受講して、社会教育主事の資格を有している職員が指名されております。

地域連携教員を対象とした研修は、県教育委員会で行っておりますので、市単独の研修は現在行っておりません。しかし、今後ますます地域と学校の連携は重要となつてまいりますので、現在、行っている各種研修に地域と学校の連携に関する内容を含めるなどして工夫をしていく必要があると、このように考えております。

次、(4)の学校の統廃合後に子どもたちの地域行事への参加と地域と学校の連携についての市の考えをお答えいたします。

子どもの地域行事への参加につきましては、従来、地域住民と学校の協議をする中で、その対応を決めてきた経緯がございます。その1つとして、高林小学校では、地域の伝統行事やその保存活動に地域がこれまでの状況を見直すことで、新しく児童が参加することになった、こういった事例もございます。

このような事例も参考に、統廃合後における地域行事への子どもたちの参加や地域と学校の連携につきましては、地域住民と学校が地域の実情などを踏まえ、十分な協議を重ねることで適切に対応していけるものと、このように考えております。

最後に、(5)の多数のコミュニティーが存在する学校における学校を核としたまちづくりについて、地域と学校の連携の課題や今後の展望についてお答えをいたします。

コミュニティーは、一番身近な自治会や幾つかの自治会で構成される組織もあり、学校を核としたまちづくりには重要な役割を担うものと、こう考えております。

現在、学校を核としたまちづくりの範囲につき

ましては、本市が進める小中一貫教育の視点から、中学校区を考えておりますが、その範囲がコミュニティー組織と必ずしも一致するものでなく、複数のコミュニティーが存在する中学校区もあります。このような現状を踏まえて、地域と学校との連携を進めるためには、何らかのルールが必要であり、それぞれをつなぎ、調整する役割を担う人材の確保も課題の一つであろうと、こう考えております。

今後は、地域と学校の連携を推進するための地域学校協働本部、この設置を検討する中で、これらの課題を解消するよう取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、順次再質問させていただきます。

(1)の地域と学校の連携についての現状と課題ということで先ほど答弁をいただきましたが、先ほど答弁の中で、これまでも多くの機会を捉えて連携を図ってまいりましたということだったのですが、具体的にどのような連携だったのかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） どちらかという、連携というよりは、地域の教育力を学校教育活動の中に生かしてきたというか、地域から応援をいただいたというような例が多いのではないのかなというふうに思います。

これも今の、先ほど申しあげました地域学校協働活動の前に、国が進めてきました学校支援地域本部というのがありましたので、そういった考え方からしますと、地域の教育力を学校に導入していくというような考え方が中心になっていた経緯

もあってのことかというふうに思いますけれども、例えば朝の読み聞かせであったり、それから、スキー教室での指導者の参加であったりとか、あるいは農園活動に指導者として来ていただくとかというふうな例が多くて、どちらかといえば、学校に地域から応援に来てもらったという例が多かったように思っております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） よくわかりました。

連携というのは、そういった地域からの協力だったということのお答えでした。

これから進めようとする地域学校協働本部ということになりますと、これはまた、この事業を進めるためにはその組織が未整備ということだったんですけれども、そういったことでは、地域からは応援をいただいていた、逆に今度、学校から地域に対して応援をするということは、具体的にそういったことの取り組みなんかもあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これにつきましては、例えば地域の行事、特に学校のほうから参加をする、あるいは学校単位でないにしても、地域の組織的なものとして子どもたちが参加をするというような例が、幾つかのところでもこれまで行われてきたというふうに捉えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をしました。

また、地域と学校をつなぐ調整役として、コーディネートの人材確保ということだったんですが、その調整役のコーディネートをするというのは、学校にいらっしゃる地域連携教員ではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これまで学校と地域をつなぐ場合、一つ一つの活動に対して、こういうお手伝いをしてほしいんですというような持ちかけ方をしていましたので、単発で連携をしてきたということです。ですので、担当者が地域のそういった活動をお手伝いしてくれる方の代表の方にアポをとってというような、そういう形でのかわりがほとんどであったということでもあります。

現在、先ほども申し上げましたように、地域連携教員がおりますので、学校の窓口は主にその担当者が担うというふうになっておりますけれども、個々の活動になった場合、例えば学年単位であったりすれば、担当者が直接、地域のそういった方にかかわりを持つというようなケースが多かったんじゃないのかなと、そんなふうに思います。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

そうしますと、地域と学校の連携ということを考えてときに、学校からのコーディネーター役も必要ですし、また、地域からのコーディネーター役も必要になってくるかと思いますが、そういったコーディネーター役というのは、市としましては、どちらに重点を置くことを求めているのかをお伺いいたします。

また、市が求める理想のコーディネーター像というのを伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） この話を進めていくときに1つ前提となるものが、これまで学校が地域と連携をしてきたところには、主に学校の教育活動がメインになって、それを応援するための地域からの連携というようなものが中心になっていたと思うんですね。

ですが、今後、私たちが、国もそうですけれども、考えているものは、子どもを真ん中に置いて、子どもを育てるのに学校も、それから地域も、同じようなスタンスで全体として子どもを育てていこうと、それが地域創生になっていくというふうな考え方になってきていますので、学校が中心じゃなくて、やはり今度は子どもが中心と、子どもの育ちを学校がかかわりを持つ、それから地域もかかわりを持つ、そういう部分をコーディネートする役割を持つ人が、学校にいたらだめなわけで、地域と学校の間にいると、そういうような形をとっていくことが必要になってくるわけですので、そういった地域をコーディネートする立場の人というのは、ある意味、地域をネットワーク化していったり、あるいは学校の必要とされる部分について十分理解をして、それをどう組み立てていくかというようなことを中心に考えて調整をしていただける、そういった方を今後、この地域学校協働活動の中ではキーマンとして、私たちもぜひこういった人たちに活躍をしていただければありがたいというふうに思っております。

ですので、現在のところ、そういった人材については、これからお願いしていく、あるいは育てていくというのは大変失礼ですね、さらに質を高めていっていただく、そういったものをこちらとしてもしっかりと計画的にかかわっていかねばならないと、このように考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をしました。

子どもを中心とした学校と地域とのかかわりということで、コーディネーター役が必要ということで、やはりこれから育てていくということが大きな課題になるかと思いますが、例えばこれからベテランの先生方が定年退職を迎える時期に入るかと思いますが、結構、毎年毎年、定年退職される

先生方がいらっしゃるかなと思うんですけども、そういった先生方が今度は自分の地元にお帰りになったときに、地元の学校や地元の子どもたち、あと地域を結べる、かかわれるような、そういった地域と学校を結ぶようなコーディネーターとして担っていただくこともできるのではないかと思います。どのようにお考えになるのか伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） おっしゃるとおり、これからの人材としては、教職経験をなさった方々が地元で社会教育という立場で活躍をしていただくことは、大いに重要なこと、大事なことだろうと思っております。

ただ、そのときに大切なことは、地域のコーディネーターを担う方は、やはり地域をネットワーク化するという役目を担っていただくこととなりますので、十分に地域の方々と人間関係をつくっていく、そういったことも大変重要になってくるのではないのかなというふうに考えておりますので、そういった意味では、地域コーディネーターの方は、1人というのは、ちょっと負荷が多過ぎて厳しいのではないのかなと。ですので、複数の方がそういった役を担っていただくというふうになっていけばいいのではないのかな、その中の1人として、教員のOBという方も大いに活躍する場があるのではないのかなというふうに期待をしております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をいたしました。

確かに1人では難しいと思います。地域の方とか、また教員のOBの方とかも含めた上でのこれからになっていくかなとは思いますが、(3)になってしまいますが、そういった方々を中心とした、

また先生、教師たちを対象とした、今後の取り組みにはなりますが、研修というのはどのように今後行っていくのか、また、これから地域のコーディネーターになれる方をどのように決めていくのかというのを伺います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、教師を対象とした研修のあり方ですが、これまでは、先ほど申し上げましたように、学校の教育活動をメインに学校がやや中心的な位置になっているという発想でありましたけれども、発想を変えて、今後、国としても学校を核とした地域の強化プランというような形で、文科省では平成29年度予算の要望の概要のトップに上げているぐらいであります。ですので、相当力を入れてくるんだろうと思っておりますし、これから必要とされる、そういった取り組みであろうというふうに私どもも認識しておりますので、先生たちも、子どもたちを地域の中でどう育てていくかという視点を理解していただくということも重要になってくるだろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、地域連携教員に特化した研修ではなくて、さまざまな教育活動の中に地域との連携をどう組み込んでいくかという視点から、ちょっと工夫した研修を考えておりますし、地域コーディネーターにつきましては、私どものほうとしましては、市民大学がありますので、こちらのほうで地域づくり学部のほうに新たな講座として、地域コーディネーター養成講座というようなものをぜひ次年度以降に開設をできればと。ここには、このたびふるさと応援隊として生涯学習課のほうにも職員が1人入りしましたので、ぜひ活用して、ちょっと力を入れて、より多くの人材を養成していくということに積極的

に取り組んでいきたいな、こう思っているところ
であります。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひそういったことでの
皆さんの、また地域の理解も深まることを望みま
す。

地域のそういったコーディネーター役としては、
やはり地域の方々はもちろんそうなんですけれど
も、例えば大学に協力してもらおうとか、先ほど市
民大学というお話もありましたが、国際医療福祉
大学とか宇都宮大学とかもありますし、大学とか
学生ボランティア、または企業だったりNPO法
人だったり、さまざまな民間の中でも地域の中
でも、各種団体があると思いますが、そういった各
種団体の中でも協力を呼びかけてもらうような、
また先ほどの地域コーディネーターの養成講座と
いいますか、地域づくり学部ということで研修は
いかがですかということで、積極的に声をかけて
いただくというのも1つの手ではないかと思いま
すが、そのあたりはどのようにお考えになるか、
お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今、議員からさまざまな
提案がありましたけれども、大変ありがたい提案
だなというふうに思っております。

私たちもチャンネルは1つではなく、やはり複
数のチャンネルを用意して、さまざまな角度から、
いろいろな方々がこの取り組みに参加していただ
くということが大変重要であるというふうに考え
ておりますので、こういったものについては、積
極的にいろいろな団体に、子どもたちの育成にか
かわる、あるいはまちづくりにかかわる、そうい
ったさまざまな人たちにどんどん説明をして、可
能なところからかかわっていただくというふうに

なっていければいいなと、こう思っております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひよろしくお願いま
す。

あとは、地域連携教員に関してなんですが、大
きい学校は、先生方も人数がいらっしゃるとは思
いますが、小さい学校にとりましては、そもそも
人手不足ということもありまして、研修ばかりに
時間をとられてしまうということも考えられます。
そうすると、現場が困ってしまうのではというこ
ともありますので、例えば地域連携教員の方、今
までは1つの申し込みに対して1回、そこにちょ
っとつなぐというような役割だったかと思うん
ですけれども、これからの地域と学校の連携を考
えたときには、それだけではない、もっと重要な責
任を担っていくかと思っておりますので、そこに退職を
された、定年とは限らず、途中で退職された先生
方なんか、OBの方がいらっしゃるかと思うん
ですが、そういった先生の再雇用など、地域連携教
員枠として雇用ということは考えられないでし
ょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） この地域連携教員なん
ですが、これは、現在、各学校に配置されてお
ります教員の中から位置づけるということでござ
いますので、プラスワンという数にはなっており
ません。ですので、議員おっしゃるとおり、この
地域連携教員に指名された先生が地域とのかか
わりに割く時間をどう生み出すかというのは、
これは本当に現実のものとしては大変厳しい部
分がございます。

ですので、私どもとしましても、県に対して、
この地域連携教員が十分にその役割を果たすた
めの配慮というんですか、そういったものをぜひ

願いたいというようなことをこれまでも県のほうに言っておりますが、今後はやはりこういった取り組みを本格的にしていこうと思えば、この地域連携教員に係る負担はますます大きくなってきてしまいますので、通常の業務に支障が出ないようにするための配慮というものをしっかり考えていく必要があるのかなというふうに思います。これにつきましては、県のほうにいろいろ要望させていただきたいと、こう思います。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひよろしく願います。

続きまして、(4)について再質問させていただきます。

そもそも統廃合する学校というのは、中山間部の地域でありますし、それぞれの地域の文化や伝統を大切にしてきた地域でもあります。また、子どもたちも行事に参加することによりまして継承をしてきましたし、その地域を担っていく役目も果たしてまいりました。

どこの学校も、必ず合併するときには合併協議会があるかと思うんですが、そういった中でお祭りの参加とか、各行事への参加についてのお話というのは、協議会の中でも出てくると思います。校長先生を初めとする管理職の先生方と、例えば合併するそれぞれの地域の代表の方とか保護者など、共通認識で対応できるように丁寧に進めていってほしいと思うんですが、高林小学校の例を先ほど答弁いただきましたが、これはとてもよかった例の一つになるかと思いますが、今まで統廃合してきました学校の中で、地域行事への参加などに対して、そういった話し合いの中などで、何か課題とか問題点とかが今まであったかどうかをお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これまでの統廃合に絡む部分で、地域行事を今後どう進めていくかという部分につきましては、高林の例ぐらいであったのではないのかなというふうに考えております。それ以前に何かあったような記憶もあるんですけども。

ただ、これも地域の行事というのは、古くから行われてきていて、暗黙のうちにルールがあって、その枠組みが統廃合によって広がった中で、どうそれを扱っていくかというあたりが多分一番大きな問題として出てくるんだろうと思います。この辺は、先ほど申し上げましたように、学校とその当事者、地域の方々がこれをどういうふうに今後進めていくかというあたりを、多少時間をかけながら協議をしていく必要があるんだろうというふうに思っております。

高林の例は、これを穴沢のときから地域の行事を子どもたちの総合的な学習の時間の中に取り入れたと。教育活動の中に組み込んだというところが、その後の統廃合後の活動にうまくつながっていったのではないのかなというふうに思っています。

ですので、今後その地域の行事をどういうふうに扱っていくかという部分と、学校の教育活動をどうマッチングしていくかという部分につきましては、十分な協議が必要ではないのかなというふうに思っております。今後、十分にその辺のところも、統廃合を進める中の一つの検討課題ということで扱っていく必要があるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

やはり高林の例が学校教育の中で勉強をしていた、教育活動の中に取り入れたことが、合併した

際に地域でうまくマッチングしていたということがすごくいい例だと思いますので、これから今後、合併するといった場合に、やはりお互いの地域を知るという面では教育活動に取り入れていきながら、子どもたちの理解と、あと先生たちの理解も深めていただければと思います。

続きまして、(5)に移ります。

こちらのほうでは、多数のコミュニティーが存在する学校を核としたまちづくりとして質問しているんですが、中学校区を核としたまちづくりが重要であるとの答弁をいただきましたが、中学生は部活がとても忙しくて、地域の行事の参加というのは難しい現状があるのではないかと思います。そういった面ではどのように捉えていくかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、先ほど申しましたように、現在、小中一貫教育を中学校区単位で進めておりまして、学区としてどういう子どもを育てていきたいかということの具体的な姿を地域に示しております。

ですので、そういった活動について、地域とのかかわりが濃くなってきております。ですので、その枠組みを生かしていきたいと。新たな枠組みをつくるのではなくて、既存の枠組みを大事にしながら、その中で地域全体として子どもを育てていこうと、そういった機運を醸成していくということが大切ではないのかなというふうに考えております。

ご心配の子どもたちの生活ですけれども、中学生に限らず小学生も大変忙しい毎日を送っておりますので、この際、ぜひ地域の方、保護者の方も理解をしていただいて、やはり子どもたちが地域の中にかかわりを持てる時間をぜひつくろうよと、

そういうふうな機運になっていくように、ぜひご理解とご協力をお願いしたいなというふうに思っております。

この取り組みがとても子どもたちが大人になったときに大事なんだと、やはり最終的にはこの取り組みというのは、ある意味、国も考えているようですが、地域の再生というんですか、地域の活力をつないでいくということですので、そういった人を小さいうちから地域全体で、学校も地域と同じようにつくっていこうという取り組みでありますので、そこのところはしっかりと認識をしていただけるように、我々としても今後、説明を、理解を求めていきたいと思っておりますし、これを進めるに当たりまして、実際のところ既に、本市内にある各コミュニティーの役員の方々と実は懇談を始めております。

ですので、一斉にどこも同じようにというふうな考え方は、現在持っておりません。やはりその地域の特色、地域の実情がございまして、それに応じた形で少しずつこれが市内に広まっていくことが、地に着いた取り組みになるのではないかなと、このように考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をしました。

やはり保護者の方また地域の方の理解もとても、これも必要になってきますし、地域の行事に子どもたちもぜひ参加ができるような枠組み、取り組みというのも、本当に必要になってくるのではないかと思いますので、そういった考え方、やはり時間はかかるとは思いますが、セミナーとか研修とか、そういった勉強会などを通して少しずつ広がっていくことを願います。

まず、ひとつ地域側から見た場合に課題となってくるのが、きのうときょうと質問がありましたが、地域はとても今、何でも地域に地域にという

ことで、高齢者の見守りだったり自主防災組織、また地域包括ケアシステム、また今回、私が質問してる学校と地域とをどういうふうにつなぐのかとか、そういったことで本当に手いっぱいになっているかと思いますが、そういった中で、地域の中でも本当にできる方は1人で何役も抱えているのも現状であるかと思いますが。そういった地域での協働というのをこれから人材確保も含めて、地域のために尽くしていきたいと考える人を育てるためには、どこをどういうふうにてこ入れをしていったらいいのか、その辺も課題になってくるかと思いますがけれども、そこの底上げというものが大事になってくると思います。

まず、1つは、例えば先ほどありました中学校を核としたまちづくりという面に関しましては、中学校区のマップをつくり、地域性とか伝統文化、人材、コミュニティー、また退職されたOBの先生方、ボランティアを希望される方々などを書き込みながら、地域の見える化、ただ表だけ書いていても、全然取りとめのない話なんですけれども、図としてあらわしたときに、こういう人がいた、この人はこういうことができるかというのがあれば、今後、地域と学校の協働のまちづくりには役に立つかと思いますが、そういったことは考えられるかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほども申しましたように、これはそれぞれのコミュニティーというんですか、地域の組織はそれぞれ実態が違います。ですが、多くのコミュニティーにおきまして、さまざまな部会が持たれていて、さまざまな人材がそれぞれの得意分野で機能しているという部分もあります。そういったものも、我々全てを十分知り尽くしているわけではございません。ですので、

今後、そのコミュニティーの方々と話し合う中で、その実態をしっかりと踏まえていかねばならないなど思っております。

また、この取り組みの必要性ということを一一人の方が、子どもにかかわりを持つ方々がしっかりと理解した上で始まらないと、先ほど申し上げましたように、地域に何でも押しつけられてしまっているという、そんなふうな思いを持たれてしまうことになるのかなと思いますので、やはり今の時代、これからの地域を支えていく子どもたちをみんなで育てなければならぬんだ、そういう時代に今来ているんだということを根気強く、いろいろな機会に私たちもお話しをさせていただきますし、ぜひ地域の中でもそういったことを話題にしていただく、そういったことを全市的に進められていけばいいのかなというふうに期待をしているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

国としましては、文部科学省で「馳プラン」というものを出しまして、これは、次世代の学校・地域の創生プランを実行するプランになっておりますが、この創生プランを実行するに当たりまして、本市で中心的な役目を果たす部署といいますか、そういったことと、あと含めて、馳プランは、地域にこのように知らせる、学校ではこのように計画を立てていくということを年度ごとに書いてあるんですけれども、そういったプランを今後、地域に対して広めていくということで教育長のご答弁もございましたが、そういったものを那須塩原版としては作成するかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 最後に、再度登場しまし

たが、今おっしゃっている馳プランというのは、前にもお示ししましたけれども、3本の施策でできているんですが、このうちの皆さんから見ても一番左側は、教員免許の改革の部分でありますので、これは直接、我々がかかわれるものではないわけです。真ん中が、いわゆるチーム学校ということで、学校の職員組織をチームでやっというものです。そして、もう一本が、今まで話をしてきました地域学校協働本部というようなことでありますので、我々が考えているのは一番こちら側、馳プランの3つのうちのこの部分ということです。

これにつきましては、今、作成をしております教育振興基本計画の中に年次計画としてしっかりとプランニングしていきたいというふうに考えている段階でございます。ご理解ください。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解をしました。

やはりこれからの取り組みになりますので、しっかりとしたプランを立てていただくことを希望します。

複雑化した社会環境、学校内だけで解決できない問題ですとか、また子どもたちを取り巻く環境というのは、年々変わってきていると思います。希薄化した人と人とのつながりを再び結びつけ、地域・家庭・教育現場が一体となって同じ目標に向かい、同じ方向で取り組んでいけるように願ひまして、2番の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、2番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————◇—————

◇ 高久好一 議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

日本共産党の高久好一です。一般質問を始めます。

1、国民健康保険についてです。

保険証やお金がなく、医療機関への受診がおくれなくなった方が昨年全国で63人に上った、と全日本民主医療機関連合会が行った調査で発表されました。本市の現状と対応を伺うものです。

(1)です。滞納者への短期証の発行率は減ったが、市の資格証発行率は10年以上にわたり、県内一、二位を占めてきました。市民の健康と命を守るための対策は考えていますか。

(2)です。市民の健康への努力が県内で安い1人当たりの医療費を維持しています。国保税の引き下げとがん検診の一部負担をなくす考えはありますか。

(3)です。平成29年度以降の税率については、28年度に見直しを行う予定と3月議会で答弁が出されています。どのような審議を進めているのか聞かせてください。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 1の国民健康保険

について、順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の市民の健康と命を守るための対策についてお答えをいたします。

短期被保険者証や被保険者資格証明書は、国民健康保険税の滞納期間や納付状況に応じて、納税相談を行った上で交付しております。年齢や収入、預貯金、資産の確認を行い、さらには生活実態の把握に努めながら総合的に交付判断をしており、税負担の公平性を図るといった観点からも有効であると考えております。また、特別な事情がある場合には、福祉部門での相談等も案内をしております。

なお、納税相談による収納効果の改善も見られ、被保険者資格証明書の発行世帯数は、平成26年度934世帯から平成27年度は421世帯となり、513世帯減少しております。

次に、(2)の国民健康保険税の引き下げとがん検診の一部負担をなくす考えについてお答えを申し上げます。

平成27年度の決算は、収支差し引き残額は8億7,400万円で、昨年度に比べて1億9,300万円の減少となりました。一方、前年度繰越金や基金からの繰入金等を除く実質単年度収支は、4億9,000万円の赤字となり、財政運営は厳しい状況が続いております。

さらに、平成30年度の国民健康保険制度改革においては、税負担の改善が求められることが予想されるため、現在の財政運営の中で国民健康保険税の引き下げは、困難であると考えております。

また、集団検診におけるがん検診の一部負担につきましても、検診の種類によっては異なりますが、100円から500円の負担となっております。がん検診に限らず、市が実施する各種検診については、受益者負担の観点から、費用の1割程度を自己負担としており、一部負担金の無料化について

は、現在のところは考えておりません。

また、70歳以上の方の検診については、全て無料ということになっております。

なお、市が実施する検診等は、加入する健康保険に関係なく受診ができ、一部負担金も同額というふうになっております。

最後に、(3)の平成29年度以降の税率について、どのような方向で審議を進めているかについてお答えをいたします。

国民健康保険の財政運営の見直しに伴う国民健康保険税の税率の改定について、本市の国民健康保険運営協議会では、運営状況の検証は、3年を目安に行うとしており、平成28年度は見直し検討の年となっております。

先ほどご説明申し上げましたとおり、26年、27年度と厳しい財政状況が続いている本市の国民健康保険特別会計については、平成30年度から県と市町が連携し、1つの保険者として運営することになる国民健康保険制度の改革を見据えて、検討をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

資格証の発行が減ったと、それも半分を超える421件に減ったというお話でございました。私、毎年、那須塩原市の資格証の発行率と発行数について、これを何としても減らしてほしいと。減らすことが那須塩原市の医療費を減らす、そういう道につながるという考えがありました。そうした中で、資格証の発行を減らすようにと。県内で、一、二位をずっと占めてきました。まだ27年度の新しい数字が県のほうから発表されていないので、そういう中での那須塩原市の数字を今、答弁していただいたということでございます。

今までの那須塩原市、27年に発表された26年の数字では、先ほど部長が答弁されたとおり、928件、発行率4.67%、県で1割以上を占めて県内2位でした。昨年は、これがほぼ半減以上減ったということでございます。資格証の人の医療機関での窓口負担は、皆さんもご存じだと思いますが、10割の全額負担です。冒頭のお金や保険証がなく、受診がおくれ、全国で63人死亡と、この数字は氷山の一角です。全国660の全日本民主医療連合会だけの集計です。国がこうした集計を行っていない中での数字です。

先ほどの答弁の中で、資格証の発行や短期証の発行は、生活実態を把握した中で行われているという答弁がありました。

そこで、さらに伺っていきます。那須塩原市がこの資格証発行を減らせた要因をどのように捉えていますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 本市が資格者証を減らした要因というか、それについてお答えを申し上げます。

短期の被保険者証とか資格者証の交付ということにつきましては、これまでも同じように要綱とか、国民健康保険の施行令とか、あとは保険証交付につく判定基準というか、そういうものに沿いまして、ルールにのっとってしっかりとこれまでもやってきたところでございます。

それで、今年度特に減ったということにつきまして、特別な理由というところは見当たらないというところもあるんですけども、やはりこういった基準に基づきまして、納税相談により確実な納税をお願いして、資格者証の判断をしていくというようなところを踏まえまして、昨年につきましては、1年間納付を行っていない方に対して、

休日相談やきめの細かい納税相談、こういう機会をつくりまして、丁寧に説明をして理解を得て、長期滞納の方への対策というところを行った結果ではないかというふうに捉えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 今までの要綱を特別変えたわけではなくて、休日相談やきめ細かな相談体制が資格証発行を減らすことができた要因と、こういうお答えだったと思います。

この休日の納税相談、実は何度もこの場で私がお願いしてきたと。そうした中で、那須塩原市合併以来6年間、収納率最下位と、そういう時代に、そういうときにこの納税相談をやったところで、そんなに来るとは思わないよというお話もありました。しかし、どんどんその数がふえまして、納税相談で最初は1人当たり5,000円持ってこられたらいいねと、3,000円が5,000円、そして7,000円と、実際は1人当たり1万円持って納税に来られるという状況がくれたらいいねという中で、この休日相談に力を入れてほしいと。現在も年に3回ほど、土日の納税相談が行われているなと思います。

ただ、やはりまだ421の資格証と、これを減らしていく必要があると思います。先ほども言いましたが、資格証がなく医療機関にかかれないという状況があります。栃木県内でも昨年まで資格証を発行しない町が1つだけ残っていました。一時は2つとふえたんですが、また1つになってしまったという状況もあります。答弁が出ていますので、先に進めていきたいと思います。

27年度那須塩原市の国保世帯1万9,317、被保険者数3万4,433人、1人当たりの保険調定額が前年度より3,142円減の9万3,195円、1人当たりの保険給付額は前年より2万3,698円増の29万4,442円、国保収納率、これは現年度分ですが、

0.25%の改善で90.07%となりました。こうした新しい数字が出ています。

こうした中で、(2)に入りたいと思います。

市民の健康への努力、県内で安い1人当たりの医療費を維持しています。さらに進めるために、これを維持するために、国保税の引き下げとがん検診の一部の負担をなくすことを求めましたが、答弁は以前と同じ、受益者負担の原則に沿って、現在のところ考えていないというお話でございます。

先ほど数字を言いましたが、那須塩原市の国保の現状を見ていきますと、まだまだ国保税が高いと。栃木県全体が高い中で、栃木県を調べてみますと、昨年の資料では安いほうで第3位でした。国保の1人当たりの医療費、27年度、これは新しい数字ですが、この金額は昨年で合わせていきますと、16位の大田原市よりまだ4,000円安いという、そういう額です。

その中で伺っていきます。先ほどの答弁のように、高齢化による医療費の増大や医療技術の進歩による医療費の高騰が医療費の増加の原因であれば、先ほど言われたがん検診、それと医療費高騰を防ぐための保険税の引き下げをさらに進めていくことが大切だと思います。既に(2)の答弁は出ているので、(3)に入りたいと思います。

平成29年度の税率についても伺いました。28年度に見直しを行う予定と、3月議会でも答弁が出されておりました。その中でどういう審議が進められているのかを尋ねました。そのときの答弁は、26年度に3.27%の減税を行い、平成29年度以降の税率については、28年度に見直しを行う予定ですが、医療費に見合った税負担を考慮して検討して行いたいという答弁でございました。

保険税の審議について、協議会がこれから検討ということですが。先ほどの30年からのという国保

都道府県統一化も迫ってきています。国保は所得200万円の世帯に30万円超などの高過ぎる国保税を軽減することが最優先課題ですが、都道府県化ではこの高過ぎる保険税の解決はできず、むしろ県による市町村への徴税目標の押しつけがより強化されると思います。

そこで伺います。

国保統一化や国保税について、市はどのように捉えているのか聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 30年度からの県内全ての自治体が税制改革ということで1つの保険者となり、運営するというので、その統一について市の考え方ということでお答えをしたいというふうに思っております。

現在、県内25の市と町があるわけでございまして、その中でそれぞれ賦課の最高限度額や税率というものは、それぞれの自治体の高齢化率や医療費の支出状況やそういうもの、いろいろなささまざまな要因を考慮して決定をして、運営しているわけでございます。

今回、どうしてこういう県内1つのお財布として国保を運営していくかということにつきましては、その趣旨といいますのは、やはり那須塩原市のような自治体もありますし、宇都宮や小山といった大きなところもありますし、一方では、那珂川町とかいろいろなところがあると思います。そういったところの市民・町民の方たちが、国民健康保険を受けている方たちが、やはり同じレベルで医療を均等に受けるというようなことが趣旨かと思えます。考え方としては、共済という考え方まではいかないと思うんですけども、そういう大きな財政にして、安定した財政運営を行っていくため、そして、医療の保障というものを担保す

るために行うものだというふうに思っております。

本市におきましても、現時点では、県内においては医療費の個人の負担額というものが25のうち23番目ということで、非常に少ないというところで、まだ若いというようなところがあるかとは思いますが、やはり将来を見据えますと、私どものほうでもデータを見ますと、毎年、医療費というものは年々上がってきております。

データをちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、ちょっと重複になりますけれども、平成26年度の本市の1人当たりの医療費につきましては、28万208円と県内でも3番目の低さでしたけれども、27年度の本市の医療費というものが30万2,405円ということで、前年度に比べて8%の伸びということになっております。

こういうことは、今後も伸び続けるということが予想されます。また、それと一緒に高齢化が進むということに伴いまして、医療費の増大とか、あとは医療技術の進歩によって診療費の高額化というものが当然進んでくるというようなことが考えられます。

こうしたことから、やはり本市としましては、県内一本とした国保運営というか、そういうところで一緒に国保運営に参加していくというようなところが一番いい方法ではないかなというような判断をして、現在、統合に向けての話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 県統一化は、財布を大きくして共済のような制度にしていく、そういう状態という答弁でございました。ちょっと私たちと受けとめが違っているものですから、そういう答えということで受けとめていきたいと思っております。

国保都道府県統一化は、先ほども言いましたが、

徴税目標の押しつけや国のほうで国庫負担分を減らしていくための方策だというのが私たちの捉え方です。ですから、今でも既に3,700億必要な財源を3,400億で賄えというような、最終的にはそういう制度が進められていくんだと、そう捉えております。もう財源が最初から不足しているという中で、市町村が大変厳しい収納率を求めて動いていかなければならないということになるんだというふうに理解しております。

国保税の引き下げや窓口負担の軽減を求めるのは、被保険者が無保険や窓口全額負担の資格証明になった理由の75%が「高過ぎる保険料」です。死因の6割ががんで、受診して数週間から数カ月で亡くなるという事例が多数です。こうした状況を解決するために、国民皆保険を守り、医療機関や自治体の体制を強める国の援助がどうしても必要です。国は、社会保障を「自助・自立」を基本とする制度に変質させようとしています。保険料窓口負担の軽減や医療・介護・福祉財政の拡充、生活保護の改善や最低賃金の引き上げなどを求め、この項の質問を終わります。

続いて、2のほうに入っていきます。2、介護保険です。

これまで国が介護保険で実施してきた要支援1・2の予防給付のうち、通所・訪問介護サービスが法改正で市町村に移行されます。本市の対応について伺うものです。

国が示している介護保険の制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業——以下、総合事業と言います——では、これまでとどのように変わるのか、また、どのように移行するのかを聞かせてください。

(2)です。総合事業は、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるようになるので、対象者の切り捨てや安上がりの低いサービスになる可能性

もあることから、要支援者の通所介護・訪問介護サービスはどう変わるのですか。

(3)です。総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業利用者の判定方法はどうか変わりますか。

(4)です。「介護保険財政の効率化」とありますが、総合事業の上限はどのように考えているのですか、現行の要支援者のサービス利用限度額と同水準のサービスは保障されるのですか。

(5)です。市民や事業者への総合事業の説明について伺います。

以上、5点について答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 2の介護保険について、順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでどのように変わるのか、またどのように移行するのかと、(2)の要支援者の通所介護・訪問介護サービスはどう変わるのかについては、関連がありますのであわせてお答えを申し上げます。

まず、要支援者の訪問介護と通所介護サービスについては、全国一律の「介護予防給付」から、市町村が基準等を決定できる「介護予防・生活支援サービス事業」へと変わります。

要支援者の多様なニーズに多様なサービスを提供する仕組みを構築する必要がありますが、本市では、まず指定介護サービス事業者による現行相当のサービスと緩和した基準によるサービスをスタートしたいと考えております。

また、介護予防事業につきましては、要支援になるリスクの高い高齢者を対象として、介護予防教室を実施する「二次予防事業」から、住民が主

体的に運営する通いの場で、高齢者の誰もが参加できる介護予防に効果的な体操等を継続的に行う「一般介護予防事業」へと変わることになります。

次に、(3)の利用者の判定方法についてですが、国のガイドラインによれば、総合事業の訪問介護や通所介護サービスだけを希望する人に対しては、心身の状態を確認する「基本チェックリスト」というものを用いて対象者がどうかを判定し、必要なサービスを速やかに利用できるようにいたします。ただし、明らかに要介護者と認められる場合は、認定申請を勧奨する等の対応をすることとなっております。

一方、総合事業の訪問や通所サービス以外の介護予防サービスを希望する場合は、従来どおりの判定方法となります。

以上が原則ではありますが、本市では、総合事業の新規の希望者については、その人の詳細な状況把握のため、認定申請を勧奨したいと考えております。

次に、(4)の介護予防・日常生活支援総合事業の利用限度額についてお答えいたします。

国のガイドラインによれば、要支援認定者が従来の介護給付制度の中での短期入所等の予防給付サービスと、新たに市町村が行うことになる総合事業の訪問や通所サービスを併用する場合は、予防給付の要支援1及び2の支給限度額の範囲内で予防給付と一体的に総合事業のサービスを利用することになります。

一方、総合事業の訪問や通所サービスのみを利用する場合は、要支援1の支給限度額を目安として、市町村が定めることとなっております。

本市においては、現在検討中ではありますが、自立支援につながる必要な、そして適正なサービスが利用できるよう、支給限度額を定めたいと考えております。

最後に、(5)の市民や事業者への介護予防・日常生活支援総合事業の説明についてお答えをいたします。

現在、要支援に認定されている方に対しては、既に地域包括支援センターが個別に順次説明を行っておりますが、今後、広報やホームページ等で市民へ広く周知する予定であります。

また、事業者へは、既に2回の意見交換会を実施しておりますが、今後は総合事業の基準等が決定次第、改めて年内に説明会を開催するほか、広報やホームページで周知する予定であります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

この介護保険について、3人目の質問ということなので、今までの流れの中で多くのものは既に答弁されています。そういう中で部長が選定して今、答弁していただいたということでございます。そういう中で、できるだけ重ならないような再質問を試みていきたいと思っております。

介護保険は、自立支援が基本で、通所・訪問サービスは適正なサービスを早く提供すると。今までの答弁の中で多くは答弁されていますので、私のほうは、(1)から(5)の中で、これはというものについてだけ再質問をしていきたいと思っております。

そうした中で、今までの介護の認定作業、認定については二本立てで行うと、現行型のものと緩和サービスと、そういう答弁だったと思っております。二本立てのやり方で基本チェックを希望しない、そういう被保険者が来た場合の対応はどのようになるのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今度から新しく基本チェックという簡便な方法で、サービスが速や

かに受けられるというような方法、これが今度新たにできるわけなんですけれども、これを希望しないという方に対しましては、従来どおりのやり方ということで対応したいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 基本チェックリストを希望しない方は、今までどおりの、現行どおりの認定、判定を求められることができるということで、市民のほうの選定の幅があるという受けとめでいきたいと思っております。

こうした制度ができた一番の理由は、認知症の対応というような捉え方でいいんでしょうか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今回の介護制度の中での大きな1つの対策というところの中には、認知症への対応ということも当然あるかとは思いますが、やはり高齢者がふえて、介護サービスを受ける方も当然ふえてまいります。そして、そういった中で今回の制度の中では、従来は国の制度で給付制度であった要支援1・2という、比較的程度の軽い方たち、そういう方たちが私たちのような市町村が行う介護事業のほうに変わってくるわけで、そういった中で介護サービスを速やかにというか、スムーズに誰もが受けられるような、そういう体制ができるための一つとして、先ほどおっしゃったような基本チェックリストとか、そういったものを用いて、ちょっと答えが重なりますけれども、簡単に判定をして、それで速やかにサービスにつなげるというような、そういう意図があるというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかりました。

非常に認知症の場合は、突然、症状が認知症というような判定が出る、そして、家族も本人も戸惑うと。そういう中で、素早い対応によってかなりの改善が見られるという状況もあります。そういうことへの対応かと思いましたが、そういうものばかりではなく、全体として高齢者がふえる中で、この早目に対応ができる基本チェックリストという説明であります。認定申請をしっかりと受けたいという方には、ぜひその認定申請できるような体制を残してほしい、しっかりと進めていってほしいと思います。

さらに、先に入っていきます。

総合事業の中で市町村が実情に応じた取り組みということの中で、先ほども部長のほうから、上限は市町村が設定するという答弁があったと思います。その上限は設けたいという答弁だったので、当然上限があります。

上限があれば、利用料の抑制という話につながります。当然、抑えるということになります。こうしたことは、幾つかの先行自治体の中でも、この上限について撤廃を求めるべきだというような話も出ています。先行した自治体は、この限度額を1割優遇されると、1割余計に認めるよというので、早目に27年度、28年度から始めた、そういう自治体もあります。そうした自治体の多くは、この上限で非常に苦しんでおります。

また、給付の抑制を図れば、事業所は事業が成り立たなくなってしまうという、そういう状況も生まれつつあります。そうした中での上限に対する考え方、国への撤廃を求めるべきだという私のそういう考え方、あわせて考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 上限額の考え方と

いうところでお答えをしたいと思います。

確かに事業者にとっては、これまでどおりのサービス提供に対する対価というところが保障されるのかということでは、不安なところがあるかと思えます。そういったところにつきましては、本日、昨日もお答えしたかと思うんですけども、もう既に事業者向けの協議というものも2回ほど行っておりまして、そういった中で、サービスの提供について事業者からの意見というものも伺っておりまして、そういったものも勘案しながら、適正な給付費というものを今後というか、間もなくなんですけれども、これから決定をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 事業者との話し合いや住民との話し合い、そうした中で決めていきたいというお話だったと思います。

やはり介護の問題では、この制限、上限といえますか、この限度額がいつも問題になって、ネックになっています。満足な介護が、望む必要な介護ができないという、そういう問題です。

2回ほど事業者とは説明会を行ったと、今後も説明会を進めていくというお話がありました。ぜひ、しっかりと事業者の説明や住民への説明を行った上で進めていっていただきたいと思います。

既に先行で実施したところでも、大変苦勞されているという情報が入ってきています。なかなかこの介護保険、国のほうの引き下げもありまして、今でも事業者は大変な苦勞をしながらやっています。利用者からは、今までのサービスの継続を求められる、そして、新たなこういう限度額、抑制を求める、こういう制度が持ち込まれる。さらに、今、検討中の国のほうは介護の改悪を計画しているという状況があります。ぜひ市民や事業者への説明を丁寧に、そして、恐らくこの介護事業で那

須塩原市独自でできるものはないんだと思うんですが、市のほうはどのように捉えていますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 介護保険事業の中で市が独自にというところで、まだ現在、全ての事業について、来年度からスタートできるという状況にはありませんで、とりあえずできるところからというふうなところでのスタートになっております。現時点では、市が独自でできる事業というものについては、まだそこまでしっかりと検討するというような状況にはございませんので、それらについては、今後の課題ということで研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひそういった独自の、国保ですと、那須塩原市独自の事情というので制度をある程度動かすことができるのかなという表現をあちこちで見つけることができます。その自治体独自の事情でというのができますが、介護保険は、なかなかそういう文章は探しても出てきません。ですから、大変難しいんだとは思いますが、ぜひ那須塩原市の介護保険利用者の、市民の要望を守り、高齢者の医療・介護をしっかりとしていくためにも、ぜひそうした一層の努力を求めて、この介護保険での質問を終わります。

3番目に入ります。生活保護についてです。

貧困と格差が広がる中、生活保護の申請件数や受給者の増加が報道されています。受給者への支援と資産調査について市の考えを求めるものです。

保護申請件数と受給者数の推移はどのようになっていますか。

(2)です。ケースワーカーが担当する1人当たりの件数はどのくらいですか。生活維持向上のため、

計画的な指導は行われていますか。

(3)です。他の関係機関もかかわっている場合の連携は、どのように行われていますか。

(4)です。受給者への資産調査、中でも預金通帳や関係書類の提出を突然求められ、不安の声が広がっています。本市の場合はどう対応していますか。

以上、4点について市の対応と考えを求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 3の生活保護について、順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の保護申請件数と世帯数及び受給者数の推移についてお答えをいたします。

保護申請件数については、平成25年度は160件、26年度は178件、27年度は159件です。

世帯数及び受給者数は、平成25年度は779世帯1,040人、26年度は802世帯1,058人、27年度は811世帯1,042人であります。

近年の推移といたしましては、全国及び那須塩原市とも、申請件数、受給者数はほぼ横ばいで、世帯数については緩やかに増加している状況にあります。

次に、(2)のケースワーカーの1人当たりの取り扱う件数及び計画的な指導についてお答えをいたします。

現在、9人のケースワーカーで対応しており、1人のケースワーカーが約70世帯から95世帯を担当しております。ケースワーカーの担当する世帯数については、社会福祉法第16条で定められており、市が設置する福祉事務所にあつては、1人のケースワーカーが担当する世帯数は80世帯が基準となっており、おおむね基準どおりの配置となっております。

また、生活の維持向上のための計画的な指導につきましても、年度当初に各世帯の状況に応じて訪問計画と援助方針を策定しております。訪問計画により家庭訪問を行い、援助方針に沿った支援を行っております。

なお、年度途中で状況に大きな変化があった場合には、随時、援助方針等の見直しを行っております。

次に、(3)の関係機関との連携についてお答えをいたします。

生活保護世帯には、母子・父子世帯、高齢者世帯、傷病者世帯、障害者世帯等のさまざまな世帯があります。問題解決のために、それぞれに関連する市の関係各課、社会福祉協議会、病院、そして介護事業所等と連携をとっており、必要であれば関係者を集め、各世帯に応じた援助方法について検討会議を行っております。

最後に、(4)の資産調査についてお答えをいたします。

生活保護受給者の資産調査については、生活保護法第29条に定められております。また、平成27年度に受給者全世帯に対し、年1回、書面にて資産調査を行うよう、厚生労働省から通知がありました。

本市は、今年度から年に1回、資産調査を実施しているところであります。実施に当たって、ケースワーカーは、受給者に対して資産調査の必要性を説明し、理解を得ているところであります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

受給者の推移を聞きました。昨年は1,042人と、市民に占める割合は言われなかったんですが、事前の調査で8.9%、1,000人に対して8.9人と。人数は横ばいですが、世帯数はふえ、高齢者が増え

ているという状況だそうです。

そういう中で、(2)に入っていきます。

ケースワーカーは9人だそうです、受け持っているのは平均で80世帯と、この基準に沿った中でやっているという状況です。地域や世帯の状況に応じて担当していると、こういう話でございます。

さらに伺っていきます。以前は1人で100人を超えて担当するケースワーカーがいたりしていましたが、現在はほぼ均等になっているという受けとめでいいということですね、担当職員の不足はないということですね、これを確認します、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） おおむね基準どおりというようなお答えを先ほど申し上げましたが、正確に申し上げますと、800世帯程度ありまして、9人でやっているということでありまして、1人88世帯とか89世帯やっているということ、若干は多目というようなことはございますけれども、ケースワーカー一人一人が頑張っていておりますので、おおむね基準どおりの配置で行っているというふうに捉えていただければよろしいかと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひ懇切丁寧な対応をしていただきたいと思います。

(3)に入ります。

他の機関も加わっている場合の連携について聞きました。ケースワーカーが協議して対応していると。個別に対応が必要な場合は、各家庭の状況に沿って医者や介護士など、そういった必要の人が加わって対応しているということでございます。そうした答弁がありましたので、先に進めて

いきます。

協議して対応していても、うまくいっている場合といかない場合はありませんか。今回、私のところに連絡された方は、依存性が高く、障害年金と生活保護を両方受給している方でした。保護費の預金通帳を社会福祉協議会の「あすてらす」に預けているので、いつでも預金通帳がこちらでは確かめられるのかと思います。毎月、あすてらすの担当者から3万8,000円や4万円が届けられます。食材は生活協同組合、生協から届きます。本人が携帯を頻繁に使い、たばこを1日1箱吸ってしまう、大勢人がいるとパニックを起こしてしまうとも言っています。前向きな考え方になれない方なので、ズボンもジャンパーも5年前と全く同じものが部屋につってありました。ついついこの方の「欲しいと思わないので」という答えを聞くことになってしまいます。そこに「通帳にお金がたまったら、生活保護を廃止すると市役所から言っている。助けてください」という電話が、メールで、留守電で、1日に7回から10回ぐらい入ります。こういう方もいるということです。

保護係や担当者と相談する中で、ほとんどの人が保護費はぎりぎりか不足するという、そういう状況なのに、なぜこの方は60万もたまってしまったのか、必要な消費が行われていないのではないかと、話し合いの中でこういったことになりました。今回はエアコンを購入し、畳を入れかえて、しばらく静観することになりました。素早い対応をしてもらいました。こうした方もいるということです。

そうした経過の中で、さらに(4)に入って、受給者の資産調査、預金通帳などの対応を本市に聞きます。

国からの通知があつて、年に1回程度、資産調査を全員に行ったと。ことが初年度、遺産、預

貯金、年金の確認を行う、29条調査というんだそうですが、そういう調査をしたと。

そこで伺います。

法律の条文が変わったのでしょうか、違法だと訴える人たちも報道されています。国の通知は合法的なものだと捉えているのでしょうか。受給者からは、不満が噴出し、各地で抗議の声が上がっています。市の考えを聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 今回の昨年の27年3月31日に出されていた国からの通知について、これは年に一度、資産調査を行うというような通知でございます。これまでは、生活保護を決定する際に、29条調査ということで、本人の資産調査というものを行います。これは、車とか家や土地とか、あとは保険とか社会保険とか通帳、あとは大体3親等以内の方に係る扶養義務調査とか、そういったものを全て調査を行いまして、それで援助が受けられないというような方に対して、生活保護というものを決定するものでございまして、ただ、こういう調査といえますのは、本来であれば、年に一度ぐらいはやはり状況が変わるということも当然あるかと思えます。以前は、扶養義務調査とかそういうものは、年に1回ほどやっていたというような時期もありましたけれども、やはり年々、生活保護担当者としましても、担当するケースがふえたり、いろいろな相談とかそういう業務がふえたという中で、年に1回、トータル的にしっかりとこういう調査というものがだんだんしていないというような状況というのがあります。

そういった中で、多分、法律的にはこれは合法かどうかと言われますと、これはやはりしっかりとその人の扶養義務も含めまして、資産調査を年に一度、しっかりと行うということについては、

生活保護を適正に行う上では違法ではないというふうに考えております。

以上のような答えでよろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 生活保護行政をしっかりと進めるには、こういった調査は必要ではないかと、違法ではないのではないかという答弁だと思います。

こういう中で、ほかの県での動きがあります。内容は、今の答弁からそんなにそれるものではありません。生活と健康を守る会では、「法律の条文も変わっていないのに、一律に申告させ、結果次第では停廃止もあり得るという措置は、利用者に多大な負担を強いるばかりか、法律にも違反している。容認できない」と中止を求めて、申し入れが行われています。

申し入れに対して京都の下京の事務所では、「丁寧に説明し、理解をいただくよう対応している。ケースワーカーにも徹底する、調査を拒否したことをもって保護を停廃止はしない。財布の中まで確認することは下京ではやっていない。生活保護費をやりくりして蓄えた貯金は、何の問題もない。それが50万でも100万でも大丈夫。保有してだめという一律の基準はない」と、こういう状況です。

私のほうの理解も、違法な手段で手にしたお金でなければ、このとおりだと私は思いますが、答弁がありましたら聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（菊地富士夫） 保護の実施に当たっては、生活保護法とか、生活保護の施行令とか、基準とか、さまざまな国の通知とか、そういうものに沿って私たちはやっているわけでございます。特に今回のことにつきましても、保護手帳の中で

やはりそのようなケースの取り扱いについては、内容が記述されたものがありまして、そういうことに沿って、私どものほうでは、今回は対応させていただいたというようなことがあります。

この条文の中では、ちょっと読み上げたいと思うんですけども、保護の廃止については、「特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がない場合、または、おおむね6カ月を越えて保護を要しない状態が継続する場合に行うものであり」ということで、おおむね6カ月以上を越えて保護を要しない状態が継続する場合というものは、とりあえず保護を廃止しても差し支えないというような考え方かと思えます。

その実際に通帳の確認を行って、それを確認したわけで、議員がおっしゃっているのは、その確認の仕方に問題があるかというところかというふうに捉えることができるかと思うんですけども、実際に資産調査とか、毎月の収入の報告とか、あとは年1回の税金との突合の調査というものもやっております。そういった調査というものを適正に行うということからすれば、通帳の確認ということも、資産調査の一つというふうな捉え方ができるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

たまたま今回の那須塩原市の市民については、問題ないという形で対応していただいたということで理解しております。

以上でこの項の質問を終わります。

続いて、4番のエコファーマーについて質問してまいります。

環境に配慮した農業生産に取り組むエコファーマーの認定者数が、4年連続で前年を割り込んだ

ことが報道されています。本市の場合はどうか。
また、推進してきた市として今後の対策と国への働きかけについても聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 高久好一議員のエコファーマーについての質問にお答えをいたします。

初めに、エコファーマーにつきましては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づきまして、都道府県知事から認定を受けた農業者の総称であります。認定を受けた場合、環境保全型農業直接支払交付金による支援や、農業改良資金の特例措置が受けられるメリットがございます。

ご質問のエコファーマー認定者数の推移につきましては、全国及び栃木県では、毎年減少傾向にあるところがございますが、本市におきましては、平成25年度末が198人、平成26年度末が250人、平成27年度末が296人と増加傾向を示しております。

次に、今後の市の対応といたしましては、引き続きエコファーマーの制度周知を図り、新規のエコファーマーの確保や5年の認定期間終了後の再認定への働きかけなどを進めてまいりたいと考えております。

最後に、国への働きかけについてですが、本市が独自に要望活動等を行う予定は現在はありませんが、環境保全型農業の持続的な振興を図るためには、努力に見合った対価の確保や消費者の理解を醸成するための取り組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 今、大変簡潔に答弁をいただきました。私が幾つか用意してきた再質問

の答えもその中に入ったかと思えます。

そうした中で質問を進めていきます。

化学肥料や農薬を5割以上減らす特別栽培、エコ農業は、この数年で全国で12万haと全農地の3%程度で推移しています。

そこで伺います。

先日、配達の開始された市長提案のはじめてのごはんの特別栽培米は、那須塩原市でどのくらい生産され、栽培面積はどのくらいあるのか聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員に申し上げます。質問通告に従って再質問するように、もう一度お願いします。

11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） この特別栽培米の話が出てきました。このエコ農業、特別栽培米は、ずっと話を進めていきますと、エコファーマーに直接つながるんだと私は確信しております。そうした中で、残念ながら本市にどのくらいあって、どのくらい栽培されていたのかという話がちょっと出てきませんので、さらに先に進めていきます。

那須塩原の場合はエコファーマーの件数がふえていると、再認定をさらに進めていくというお話でございましたが、なかなか全国的にはそううまくいっていないという中で、外国はどんどんこの制度が進んで、市場成長率が8%もあり、日本への輸出を計画していると。日本は外国のEUやアメリカに比べると、1桁小さい状況とされています。

そうした中で、4年後の東京オリンピック・パラリンピックは、持続可能で環境に優しい食料の使用を掲げています。国産のエコ有機農産物にとっては、追い風になります。農水省は、先ほど市長の答弁に出ていましたが、今年度予算で安定供給体制の構築事業に着手します。生産・実需・消

費の伸びを結びつける取り組み、エコ有機農業に転換する生産者の研修会を後押ししていくとしています。

そこで伺います。

那須塩原市のこの事業についての取り組みの進捗状況について聞かせてください。また、生産者への研修会はどのようになっていますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 東京オリンピックを見据えて、国が今年度から着手する事業というお話でございますが、直接この事業に対しての取り組み状況というのは、現在ございません。

ただ、那須塩原市としても、先ほど市長の答弁にありましたように、考え方は基本的に同じようなものを思っております。エコを重視した農産物、全部が有機とは申しませんが、特別栽培ということで認定された農産物に対する価値を高める活動は必要であろうと。例えば、本市には優良な直売所がたくさんございます。そういった中で、そういう特別栽培の農産物のコーナーを設けるなんていうもののお話はこれから進めていけるのかなと思っております。特に東京オリンピックに限らずとも、那須塩原市を訪れる方が、那須塩原市のおいしい、安心・安全な農産物を買えるというところに向かって施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 大変残念な答弁でございます。那須塩原市農業、特に酪農と米については市の基幹産業と位置づける、自治体の中でも大変すばらしいと、私は何回も繰り返し言ってきました。こうした中で、国がこうした制度をやっているにもかかわらず、これに取り組んでいないと

いうのは、ちょっと残念と言うほかはありません。さらに伺ってまいります。

エコファーマーを支援する制度として、農水省は、環境保全型農業直接支払交付金を設けています。先ほどの市長の答弁にも出てきたかと思えます。この制度を利用するためには、農薬・化学肥料の5割減が必要です。本市での交付金の利用状況について聞かせてほしいと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田一彦） 申しわけありません、先ほどの答弁の中で、現在はまだ取り組んでおりませんと。国においてもこの制度を始めて、まだ具体的に私どものほうで細かな話が届いていない、当然使えるものは利用していくということは同じでございます。改めて答弁させていただきます。

さらに、直接支払交付金関係、具体的に申し上げますと、俗にいう緑肥、カバークロップというところがございます。そちらのほうは、反当たり、10 a 当たり8,000円、有機堆肥の施用が10 a 当たり4,400円、それから、有機農業の飼料作物・ソバ等雑穀については10 a 当たり3,000円というような数字がございます。

現在、那須塩原市で総額幾らになるかというようなものは、まだ実績として今年度は持っておりませんが、本市の農業者、認定を受けている農業者がふえているという背景に、ほとんどこの直接支払交付金を適用、受けられるということでふえているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） やっているよというお話であると思います。緑肥の部分と有機、それからソバ等のそうした栽培、こういった答弁がありました。

市には、多くの農家がこうした制度を活用できる農業政策を進めてほしいと思います。環境保全型農業に取り組む生産者が集まり、互いの技術を公開し、研さんし、有機無農薬に取り組む会員も多いと聞いています。JAとの連携も大変重要です。消費者と長年連携してきた生産者団体もあり、都市と農村の交流に努めてきた持続可能な農業を推し進める那須塩原市であることを求めます。

私のほうが、てっきり市長のはじめてのごはんというのは、オリンピックなど、さらにはこの特別栽培米のエコ農業を頭に入れての施策と、こうタブ、急にそう結びついたかなと思いましたが、残念ながらそこまで結びついていないようです。那須塩原の基幹産業と位置づける農業をさらに発展させるためにも、ぜひ市のほうでは、こうした施策のフォローをしっかりと進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。



◎散会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時36分